

佐倉市

男女平等参画基本計画

【第4期】

～だれもが輝けるまち 佐倉～

(素案)

令和2年〇月

佐倉市

はじめに

後日、掲載予定。

令和2年3月

佐倉市長 西田 三十五

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 基本目標と重点事項	3
5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の体系	6
6. 計画の進行管理	7
7. 計画の目標値	8

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重	10
課題A 人権侵害のない社会づくり	10
課題B 性差によるあらゆる暴力の根絶	13
課題C 男女平等の意識づくり	18
課題D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	22
基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進	25
課題E 意思決定過程における男女平等参画	26
課題F 職場における男女平等参画	28
課題G 家庭における男女平等参画	34
課題H 地域活動への男女平等参画	38
基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり	40
課題Ⅰ 生涯にわたる心と体の健康づくり	40
課題Ⅱ 安全・安心な社会環境の整備	42
基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実	45
課題K 庁内推進体制の充実	45

課題Ⅰ 国・県・関係機関との連携	48
------------------------	----

資 料

佐倉市男女平等参画審議会 委員名簿	49
佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会 委員名簿	49
基礎資料概要	50
佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】策定経過	51
男女共同参画社会基本法	53
佐倉市男女平等参画推進条例	57
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	71
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	74
男女平等参画社会づくりの歩み	81
言葉の解説	85

【市民意識調査報告書からの引用図表】

ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験	13
各分野における男女平等感	18
性別役割分業への賛否	19
男女平等な社会をつくるために、家庭・学校や地域社会で重要な教育	24
PTA 会長や自治会長、議会・委員会等への女性の参画が少ない原因	25
女性が職業を持つことについての意識	31
子育てを支援するために重要なこと	36
男女平等参画推進センターに期待すること	47

第1章

計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月に、男女がお互いに人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されました。本市においては、平成 11 年 3 月に「佐倉市男女共同参画社会づくりプラン」(平成 11 年度～平成 15 年度)を策定し、平成 14 年 12 月には、男女が共に社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会を目指して「佐倉市男女平等参画推進条例」を策定しました。その後、「佐倉市男女平等参画基本計画【第 2 期】(平成 16 年度～平成 20 年度)、【第 3 期】(平成 21 年度～平成 31 年度)」を策定し、男女平等参画社会の形成を目指して総合的な取組を行ってきました。

これらの取組により、男女平等参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、平成 29 年 9 月に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果からは、今なお固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、仕事と家庭の両立が難しい現状、女性の職場における政策・方針決定過程への参画が不十分であることがうかがえます。

社会全体を見渡すと、少子高齢化の進行、急速な情報通信技術の発展による情報化、外国人の入国者数増加等による国際化などの社会の変化や、性の多様性に対する人々の関心の高まりなどにより、男女平等参画推進における課題は多岐にわたり、幅広い取組が求められています。中でも、家庭における配偶者等からの暴力は、近年、被害が潜在化しやすく複雑な問題として深刻であるということが広く認識されつつあります。また、社会の活力を維持していくために、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、積極的に参画できる環境を整備するため、平成 27 年 9 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる「女性活躍推進法」)が施行されました。

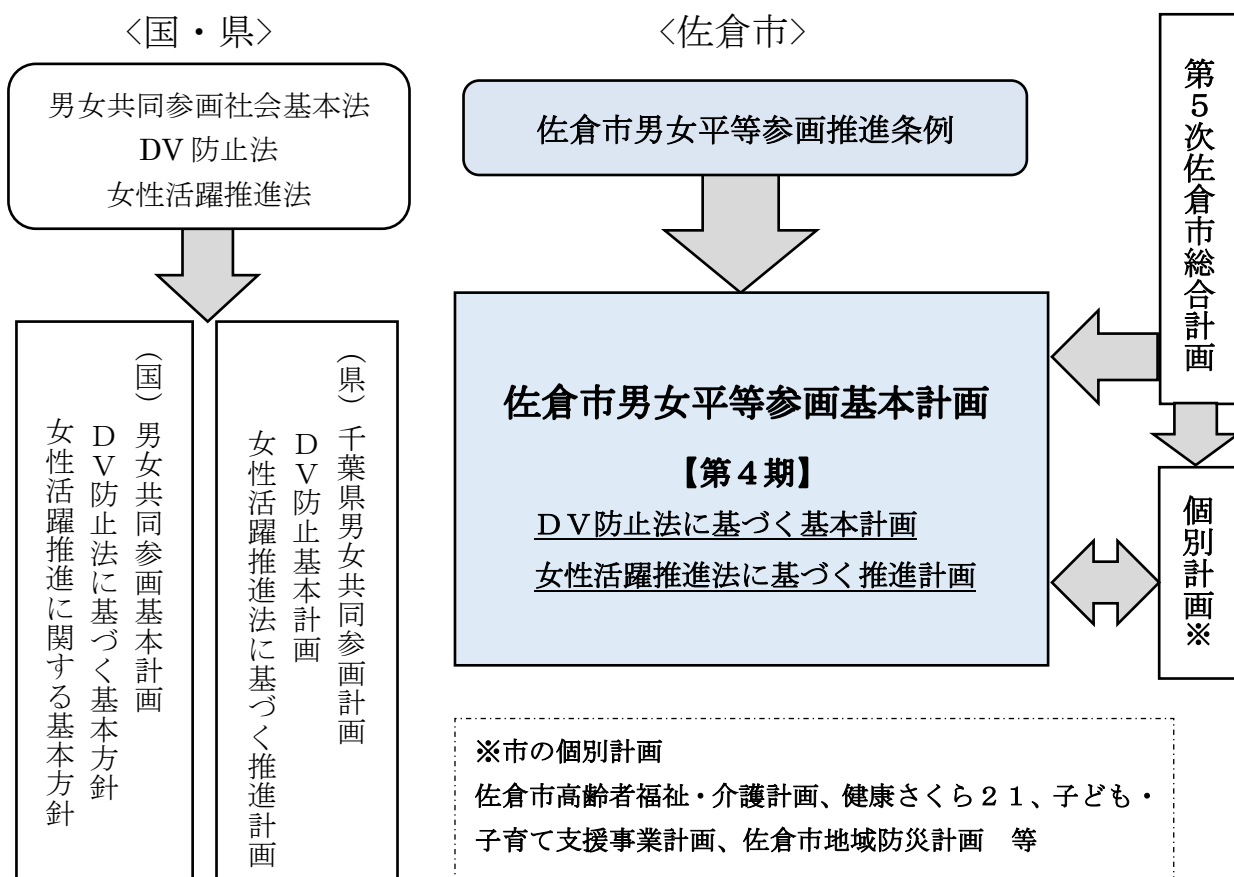
今後、急速に変化する社会に対応していくために、女性だけではなく全ての人々があらゆる面での違いを肯定し、互いに認め合う社会の構築が喫緊の課題となっています。

このたび、令和元年度で「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」の期間が満了となることから、家庭や職場に限らず、社会のあらゆる分野での男女平等参画を実現する取組をより一層推進していくため、本計画を策定しました。国や千葉県の計画を勘案し、社会情勢の変化・法制度の改正・市民意識調査の結果等を踏まえ、引き続き、男女平等参画社会の実現のため、総合的・具体的に施策を推進していきます。

2. 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づくものであり、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるものです。
- (2) 平成 21 年 5 月に策定した「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」の成果を引き継ぐものです。また、具体的な事業内容については、実施計画としての性格も有しています。
- (3) この計画は、国の「男女共同参画基本計画」、県の「千葉県男女共同参画計画」を勘案し、市のまちづくりの最上位計画である「第 5 次佐倉市総合計画」との整合性に配慮したものです。また、市の各個別計画との連携により推進されるものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく市町村推進計画としても位置づけます。
- (5) 国際社会共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」(※P.85 参照)で掲げる「ジェンダー平等の達成、すべての女性及び女子のエンパワーメント」を目指し、計画を推進します。

DV 防止法に基づく基本計画の該当部分	基本目標Ⅰ→課題 B→事業 No.12～29
女性活躍推進法に基づく推進計画の該当部分	基本目標Ⅱ→課題 E・F→事業 No.52～81



3. 計画の期間

この計画は、令和 2 年度（2020 年度）を初年度とし、令和 13 年度（2031 年度）までの 12 年間の計画です。

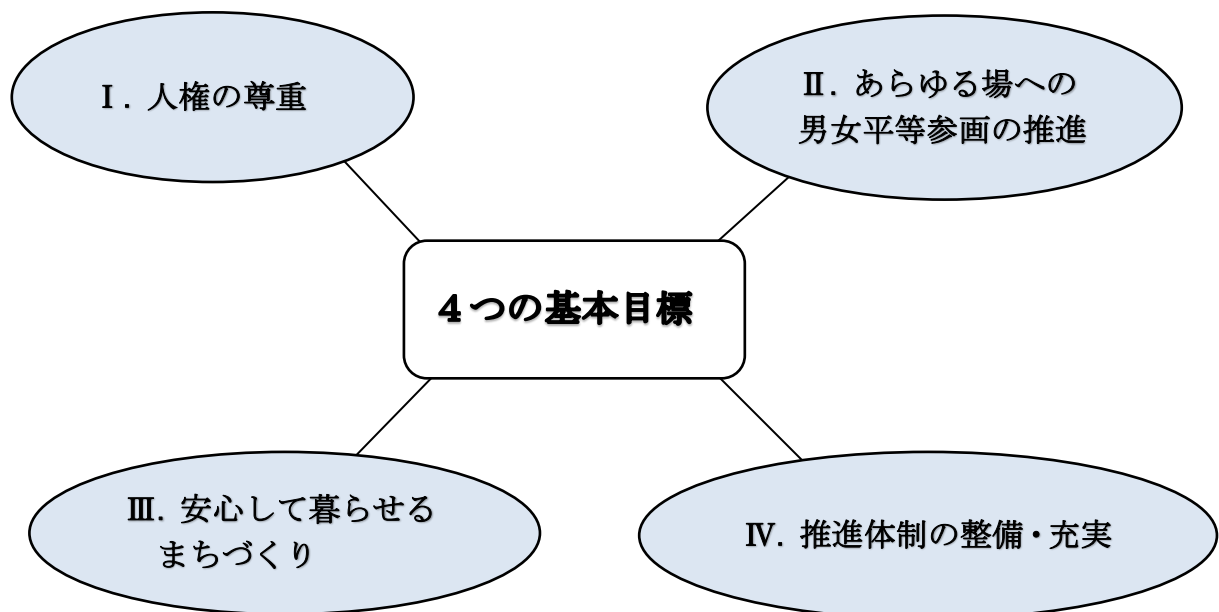
なお、今後の法制度の改正や社会情勢の変化、本計画の進行状況等も踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4. 基本目標と重点事項

この計画では、中長期的に取り組むべき柱として、4 つの「基本目標」を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取組を進めます。

また、これまでの取組の成果や市民意識調査の結果、経済社会情勢を踏まえ、6 つの「重点事項」を定めて、特に重点的に取り組みます。

【基本目標】



【重点事項】

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の取組強化

ドメスティック・バイオレンス（DV）（※P.86 参照）の被害は、当事者が声をあげにくいことが指摘されていますが、平成 29 年度に実施した「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、DV 被害の経験がある市民のうち、誰にも相談しなかった人が 69% を占めています。重大な人権侵害であり、子どもたちへも深刻な影響を与える DV を根絶するための情報提供や意識啓発を積極的に行うとともに、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。

基本目標	個別課題	施策の方向
I. 人権の尊重	B. 性差によるあらゆる暴力の根絶	①DV 防止への取組強化 ②DV に関する相談・支援体制の充実 ③関係機関との連携強化

(2) 固定的な性別役割分担意識の解消

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」「どちらともいえない」と答えた市民が 45.7% を占めており、固定的な性別役割分担意識が依然として強く残っていることがうかがえます。誰もが性別にかかわらず社会のあらゆる分野において、その個性と能力が十分に発揮できるよう、継続した啓発・広報活動を積極的に行い、固定的な性別役割分担意識の解消を目指します。

基本目標	個別課題	施策の方向
I. 人権の尊重	C. 男女平等の意識づくり	①固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し

(3) 男女平等教育の推進

男女平等の意識づくりは、長期的な視点で取り組む必要があり、子どもの学校教育の段階から、男女平等の視点に立った教育を進めることが重要です。また、男女平等の意識を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域などの日常の様々な関わりなどにおいても、適切な教育を推進することが必要です。

基本目標	個別課題	施策の方向
I. 人権の尊重	D. 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	①男女平等教育の推進

(4) 政策・方針決定への女性の参画の促進

市の各種審議会・委員会等の女性委員比率は、少しずつ向上していますが、未だ目標値(35%)を達成していません。また、地域や事業所などの方針決定への女性参画も、十分な状況とは言えません。あらゆる分野で男女平等参画の視点を取り入れることができるよう、政策・方針決定の場に女性が参画できる環境づくりを進めます。

基本目標	個別課題	施策の方向
Ⅱ. あらゆる場への男女平等参画の推進	E. 意思決定過程における男女平等参画	①政策・方針決定への女性の参画の促進

(5) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、理想として「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先したい人が 22.1%と多くなっていますが、現実に関に優先している人は 6.3%となっています。個人がそれぞれの意思により、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の調和のとれた豊かな生活が送れるよう、働きながら安心して子育てなどができる環境づくりを進めます。

基本目標	個別課題	施策の方向
Ⅱ. あらゆる場への男女平等参画の推進	F. 職場における男女平等参画	①雇用機会の均等及び職場環境の整備・改善 ②ワーク・ライフ・バランス意識の浸透

(6) 多様な子育て環境の整備と情報の提供

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」の結果をみると、男女平等参画社会づくり推進のために期待する施策として、62.5%の市民が「子育てをしやすい環境整備」と回答しています。男女共に家庭的責任を担えるようなライフスタイルを確立するためには、子育てをしやすい環境の整備は不可欠であり、保育サービスの充実や、保育に関する情報の充実などに取り組みます。

基本目標	個別課題	施策の方向
Ⅱ. あらゆる場への男女平等参画の推進	G. 家庭における男女平等参画	②多様な子育て環境の整備と情報の提供

5. 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の体系

基本目標	個別課題	施策の方向
Ⅰ 人権の尊重	A 人権侵害のない社会づくり	① 人権侵害を許さない社会環境づくり ② 市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止 ③ 国際理解・文化交流の促進
	B 性差によるあらゆる暴力の根絶 【DV防止法に基づく市町村基本計画】	① DV防止への取組強化 ② DVに関する相談・支援体制の充実 ③ 関係機関との連携強化 ④ 女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進 重点
	C 男女平等の意識づくり	① 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し 重点 ② 男女平等推進のための意識啓発 ③ 男女平等参画関連情報の収集、提供
	D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進	① 男女平等教育の推進 重点 ② 教職員への男女平等意識の醸成
Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進	E 意思決定過程における男女平等参画 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	① 政策・方針決定への女性の参画の促進 重点 ② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進 ③ 市役所における管理職などへの女性の積極的登用
	F 職場における男女平等参画 【女性活躍推進法に基づく推進計画】	① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善 重点 ② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透 ③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援 ④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進
	G 家庭における男女平等参画	① 家庭における男女平等参画意識の浸透 ② 多様な子育て環境の整備と情報の提供 重点 ③ 介護に関する環境の整備と情報の提供
	H 地域活動への男女平等参画	① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供 ② 市民団体などへの支援及び交流促進 ③ 市民協働による男女平等参画の推進
Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり	I 生涯にわたる心と体の健康づくり	① 性差に配慮した医療・保健の促進 ② ライフステージに応じた健康づくりの促進
	J 安全・安心な社会環境の整備	① 安心して妊娠・出産できる環境整備 ② 子どもの健全育成の推進 ③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実 ④ 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進 ⑤ ひとり親家庭等への支援 ⑥ ひきこもりの状態にある人への支援
Ⅳ 推進体制の整備・充実	K 庁内推進体制の充実	① 庁内推進組織の充実 ② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発 ③ 男女平等参画推進センターの充実
	L 国・県・関係機関との連携	① 国・県・近隣自治体との連携 ② 関係機関・団体との協働・連携

6. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、毎年度、各事業の実施状況等を把握し、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議等(※¹)により、全庁的な情報共有と連携を進めます。そして、市民や事業者、学識経験者等によって構成される佐倉市男女平等参画審議会(※²)において、各事業の実施状況を評価し、評価結果を施策に反映させます。

また、市で実施する男女平等参画に関する市民意識調査において、市民の意識を調査・分析し、本計画の目標の達成度を測り、男女平等参画推進のための資料として活用します。各事業の実施状況や評価結果については、市ホームページ等を活用して、広く公表します。

男女平等参画社会の実現のため、市が率先して取り組み、その成果や経験を市民・地域に発信し、市民や事業者等との協働により本計画の実効性を高めます。

(※¹) 佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議

市における人権施策及び男女平等参画施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。市長を議長、副市長を副議長とし、教育長、上下水道事業管理者、会計管理者並びに部及び室の長を構成員としています。また、推進会議の下に、担当課長等を委員とした調整会議を設置し、推進会議において審議する事項に係る庁内調整に関する協議などを行います。

(※²) 佐倉市男女平等参画審議会

佐倉市男女平等参画推進条例第 17 条に基づく、市民や事業者、学識経験者等によって構成される市長の附属機関です。男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項や、基本計画に掲げる施策の実施状況等について調査・審議します。

7. 計画の目標値

基本目標Ⅰ 人権の尊重

指 標	現状値		目標値	備 考
	H24 年度	H29 年度	R4 年度	
社会全体での男女平等感(※ ¹)	18.5%	15.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
社会通念・習慣における男女平等感(※ ¹)	14.2%	12.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
性別役割分業に同感する人の割合 (どちらとも言えない人も含む)	49.6%	45.7%	減少	男女平等参画社会に関する市民意識調査
DV 被害者のうち、公的機関に相談した人の割合	6.6%	8.2%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
学校教育の場での男女平等感	60.3%	61.9%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査

基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進

指 標	現状値		目標値	備 考
	H24 年度	H29 年度	R4 年度	
家庭生活の中での男女平等感	31.9%	36.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
地域社会の中での男女平等感	26.5%	28.7%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
職場の中での男女平等感	15.3%	21.3%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
市の各種審議会、委員会等の 女性委員比率(※ ²)	26.6%	28.0%	35%	自治人権推進課調べ
市の管理的地位にある 女性職員の割合(※ ³)	4.4%	16.9%	—	人事課調べ
法律・制度の中での男女平等感(※ ¹)	39.9%	33.6%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査
政治の場での男女平等感(※ ¹)	19.3%	16.2%	増加	男女平等参画社会に関する市民意識調査

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

指 標	現状値		目標値	備 考
	H24 年度	H29 年度	R4 年度	
人生の選択肢の自由における 男女平等感 (※ ¹)	37.0%	33.1%	増加	男女平等参画社会に 関する市民意識調査
介護予防ボランティア登録者数(※ ⁴)	53 人	166 人	—	高齢者福祉課調べ
子宮頸がん検診受診率(※ ⁵)		5.3%	50%	健康増進課調べ
乳がん検診受診率(※ ⁵)		11.5%	50%	健康増進課調べ

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

指 標	現状値		目標値	備 考
	H24 年度	H29 年度	R4 年度	
男女平等参画推進センターの認知度	25.8%	32.2%	増加	男女平等参画社会に 関する市民意識調査
男女平等参画の視点を意識して業務 に取り組んでいる市職員の割合 (※業務該当者全体における割合)		81%	100%	職員アンケート調査

(※¹) 目標値は、平成 24 年度の数値を基準とする。

(※²) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、国や県の目標値等を勘案し設定。

(※³) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、女性活躍推進法に基づく佐倉市特定事業主行動計画を見直し後に設定。

(※⁴) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、佐倉市高齢者福祉・介護計画を見直し後に設定。

(※⁵) 現状値は H30 年度の実績値。目標値は、国で定めている目標値等を勘案し、健康さくら 21 (第 2 次)【改訂版】内で掲げる数値。

※目標値については、市民意識調査（令和 4 年度実施予定）の結果等をもとに見直しを行う。

第2章

計画の内容

※基本事業の表中、区分表記の解説

継続（第2期）	第2期から継続している基本事業
継続（第3期）	第3期策定時に設定した基本事業
継続（3期改定）	第3期中間見直し（改定）の際に設定した基本事業
新規	第4期策定時に設定した基本事業

基本目標Ⅰ 人権の尊重

男女平等参画社会づくりを進めるためには、性別にかかわらず、個人としての尊厳を重んじ、多様なライフスタイルを認め合い、それぞれの個性と能力が発揮できる機会を確保する必要があります。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として残っており、個人の自由な生き方に影響を及ぼしています。

そして、男女平等参画社会の実現にとって、その阻害要因となっているドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（※P. 86 参照）等の根絶が不可欠です。DV が起きている家庭での、子どもに対する暴力も社会的な問題となっています。性差によるあらゆる暴力を防ぐため、DV、セクハラ等が人権を侵害し自由をうばうものだという意識を広めることが重要です。

また近年、LGBT（※P. 85 参照）などの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会のさまざまな困難に直面していることが知られてきており、男性・女性に限らない多様な性のあり方について、理解を広めることが求められます。

このような背景をふまえ、人権尊重に基づく男女平等意識を確立するため、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めていきます。

課題 A 人権侵害のない社会づくり

男女平等参画を進めていくうえで、その基盤となるのが人権の尊重です。日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれているように、基本的人権はすべての人が生まれながらにして持つ権利です。

現代の情報社会では、メディアが発信する多くの情報の中に、人権侵害につながる情報が含まれているおそれもあることから、情報を主体的に読み解き理解する力が求められます。また、国際社会においては、多様な価値観や考え方で物事を捉える国際感覚が重要です。一人ひとりが人権尊重の感覚を持った、人権侵害を許さない社会づくりを進めていきます。

【施策の方向① 人権侵害を許さない社会環境づくり】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
1	〈人権尊重についての広報・啓発〉 人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
2	〈人権侵害に対する相談等の充実〉 人権相談の充実、法務局との連携等を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
3	〈メディア・リテラシー(※P. 87 参照)に関する意識啓発〉 様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力の向上を図り、理解を深めるための学習機会や情報を提供します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
4	〈人権尊重の視点に立った広報活動〉 男女平等をはじめとした人権に配慮した広報紙や広報番組を作成します。	広報課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
1	講演会の開催	年 1 回以上	自治人権推進課
4	広報紙に関連記事を掲載	年 6 回以上	広報課
	人権尊重の視点に立った題材の広報番組の放送	年 4 回以上	広報課

【施策の方向② 市役所におけるあらゆるハラスメント行為の防止】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
5	〈ハラスメント行為等に関する調査・研究の実施〉 市職員を対象にした職場環境調査を活用し、人権を尊重する視点での項目を設定し、実態の把握に努めます。	人事課	継続 (第 2 期)
6	〈ハラスメント行為等の相談窓口の充実〉 利用しやすい相談体制の構築を目指し、相談窓口の充実を図ります。(専用電話の導入、相談窓口の外部委託化の検討等)	人事課	継続 (第 2 期)
7	〈市職員の行動規範の徹底と研修の実施〉 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」についての研修会等を実施し、周知を図ります。	人事課	継続 (第 2 期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
5	職場環境調査を活用したセクハラに関する実態調査及び意識啓発	全職員に年 1 回	人事課
7	新規採用職員等、未受講者に対する研修の実施	年 1 回	人事課

【施策の方向③ 国際理解・文化交流の促進】

事業 No.	＜基本事業名＞ 具体的な事業内容	所管課	区分
8	＜国際的な男女平等に関する情報及び在住外国人との交流機会の提供＞ 佐倉国際交流基金や佐倉日蘭協会等と連携し、文化や風習、男女平等意識など外国での価値観や国際情勢等について、相互理解を深めるための情報提供を行うとともに、多様な文化に対して開かれた都市となるよう、市民レベルでの国際交流の推進や交流機会の提供を行います。	広報課 文化課	継続 (第2期)
9	＜外国人への情報提供及び相談機能の充実＞ 多言語による情報提供を進めるとともに、佐倉国際交流基金等と連携し、相談機能の充実や日本語学習の支援を行います。	広報課	継続 (第2期)
10	＜国際交流を担うボランティアの充実＞ 外国人が抱える言語やコミュニケーションに伴う問題を解決するために、千葉県や佐倉国際交流基金と連携し、外国人を支援するボランティアの養成を行います。	広報課	新規
11	＜学校における国際理解教育の推進＞ 市立小中学校に英語指導員（ALT）を派遣し、様々な国の文化にふれる機会を促進します。また、ALTの雇用にあたっては、性別や出身国等、さまざまな属性の人を雇用するよう考慮します。	指導課	継続 (3期改定)

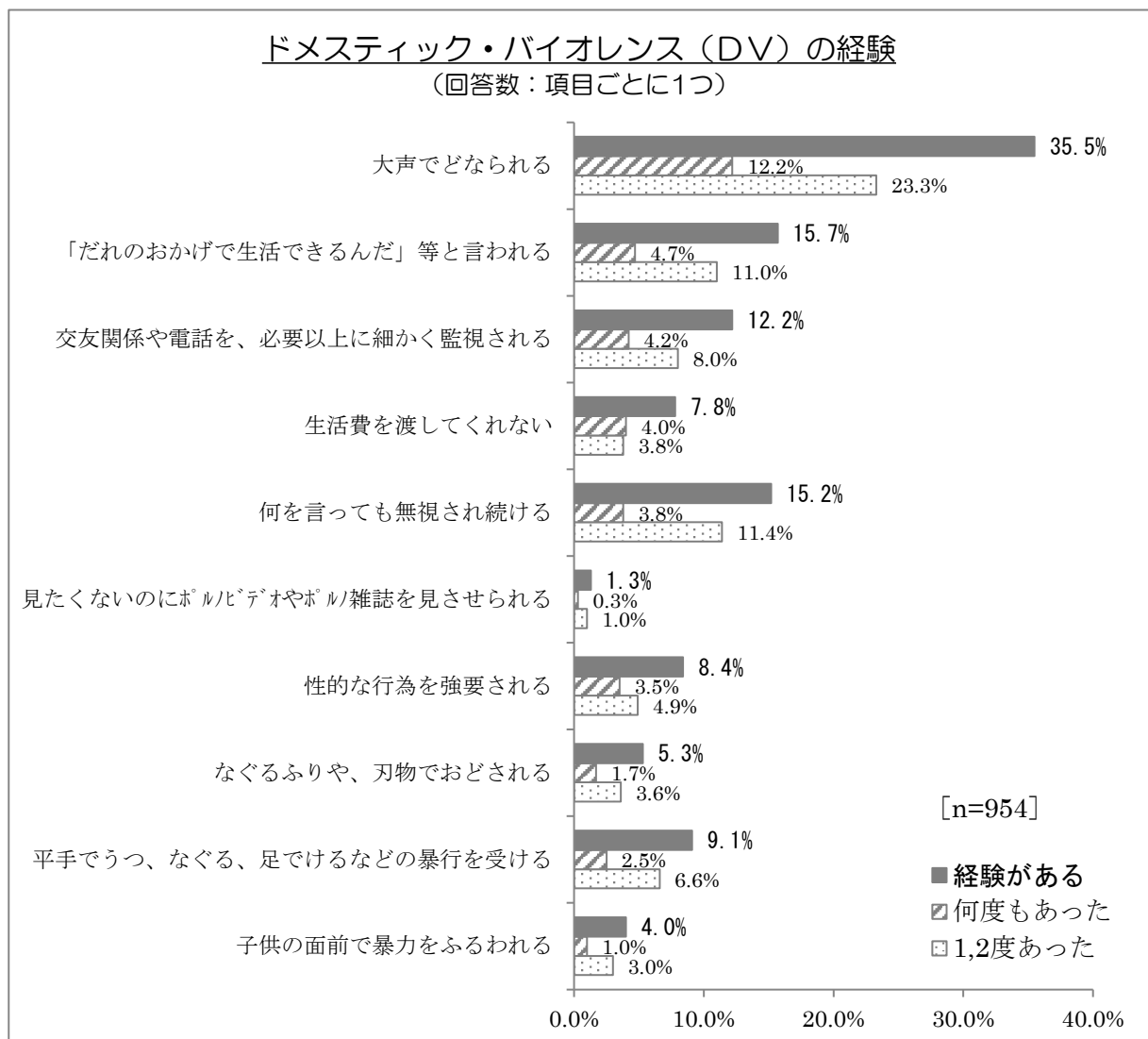
◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
8	講演会等の開催	年2回	広報課
	交流機会の提供	年1回	広報課
9	多言語による情報提供	月1回以上	広報課
10	講座等の開催	年1回	広報課
11	A L Tによる英語・外国活動授業の実施	全小中学校での実施	指導課

課題 B 性差によるあらゆる暴力の根絶

DV は、児童虐待などと同様に、その被害が表面に出にくいことから、その深刻さが社会的に十分理解されていません。しかし、そうした行為は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる、決して許されない行為です。また、近年では、若者を中心とした、いわゆる「デートDV」(※P.86 参照)が新たな社会問題となっており、将来の配偶者間でのDVにつながる危険性も指摘されています。

DV は当事者だけの個別の問題ではなく、男女平等参画を著しく阻害する社会問題としてとらえ、暴力等の発生を防止し、根絶するための意識啓発や相談体制など被害者支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。



※「経験がある」／「何度もあった」「1,2度あった」の計

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成29年度)

【施策の方向① DV防止への取組強化】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
12	〈セクハラ、DVに関する情報提供〉 個人の人権を尊重するという視点から、セクハラ、DV など性差に由来する人権侵害や暴力の根絶に向けた情報提供を行います。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
13	〈デートDV防止に関する啓発の実施〉 若年層向けに、デートDVに関する正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (3期改定)
14	〈DVについての学習機会の提供〉 性差に由来する暴力の根絶に向けて、講座・講演会等の学習機会の提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)
15	〈DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供〉 DV被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。	児童青少年課	継続 (第2期)
16	〈性の商品化、性被害及び望まない妊娠の防止に関する情報の提供〉 性を人権尊重の視点からとらえることができるよう、関連情報の収集・提供を行います。	自治人権推進課 健康増進課	継続 (第2期)
17	〈性に関する正しい知識の習得〉 性を人権尊重の視点からとらえることができるよう、学校教育における指導・啓発を進めます。	指導課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
12	啓発リーフレットの配布・住民回覧	年1回以上	児童青少年課
17	小中学校での性教育の実施	全小中学校での実施	指導課

【施策の方向②】 DVに関する相談・支援体制の充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
18	〈女性のための相談窓口に関する広報の充実〉 女性のための相談窓口について、広報紙、ホームページ等を活用し、広報活動の充実と情報の周知を図ります。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
19	〈市の相談機能及び関係機関との連携の強化〉 法人委託する地域包括支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、各世代及びニーズに応じた相談を行います。	高齢者福祉課 児童青少年課	継続 (第3期)
20	〈緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援〉 関係機関と連携し、被害者及びその家族に適切な支援を行うとともに、状況に応じて緊急避難支援を実施します。	高齢者福祉課 障害福祉課 児童青少年課	継続 (第3期)
21	〈配偶者暴力相談支援センターに関する研究〉 DV相談への対応の向上を図るため、配偶者暴力相談支援センターの設置について研究します。	児童青少年課	継続 (第3期)
22	〈配偶者等暴力被害者の自立支援の充実〉 DV被害者の自立に向け、個々のニーズに応じ、行政機関の各種手続きに関する情報の提供や同行などの援助を実施します。	児童青少年課	継続 (第3期)
23	〈実情に合わせた相談・支援施策の研究〉 男性相談窓口やDV加害者対策などの施策について、調査、研究を行います。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第3期)
24	〈DV、ストーカー行為や虐待等の被害者保護のための住民基本台帳の閲覧等の制限〉 被害者と被害者の同一世帯員を加害者の暴力から保護するため、被害者等からの申し出により、住民基本台帳の閲覧等の制限をします。	市民課	継続 (3期改定)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
18	広報紙での案内	年 12 回	自治人権推進課
	広報・ホームページへの掲載	毎月	児童青少年課
19	来所・電話・訪問相談		児童青少年課
20	シェルター（※P.85 参照）入所随伴及び緊急避難支援		児童青少年課

【施策の方向③ 関係機関との連携強化】

事業 No.	＜基本事業名＞ 具体的な事業内容	所管課	区分
25	＜DV関係機関との情報共有及び連携の強化＞ 家庭内等における暴力対策庁内連絡会議及び家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議の機能を充実し、関係機関との連携強化を図ります。	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
26	＜被害者の早期発見に向けた機関の連携＞ 母子保健をはじめとする各種保健事業、要介護認定及び障害支援区分認定調査において、家庭内等暴力被害者を早期に発見し、相談機関につなげていきます。	高齢者福祉課 障害福祉課 健康増進課	継続 (第3期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
25	暴力対策ネットワーク会議代表者会議及び庁内会議の開催	年1回以上	児童青少年課
26	各種保健事業未受診者への受診勧奨の強化による受診率の向上	全戸訪問事業：95% (生後4か月まで) 1歳6か月児健診：95% 3歳児健診：95%	健康増進課

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防犯対策の促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
27	〈暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進〉 関係団体と連携した犯罪防止のための地域防犯パトロールを実施します。	危機管理室 学務課	継続 (第2期)
28	〈暴力を誘因する住環境の改善・整備〉 道路照明灯や街灯の設置を推進します。	道路維持課	継続 (第3期)
29	〈女性に対する暴力を誘因する環境の改善〉 女性への暴力を誘因する違反広告物の指導を通じて、地域の環境、防犯面での向上を図ります。	都市計画課	継続 (第2期)

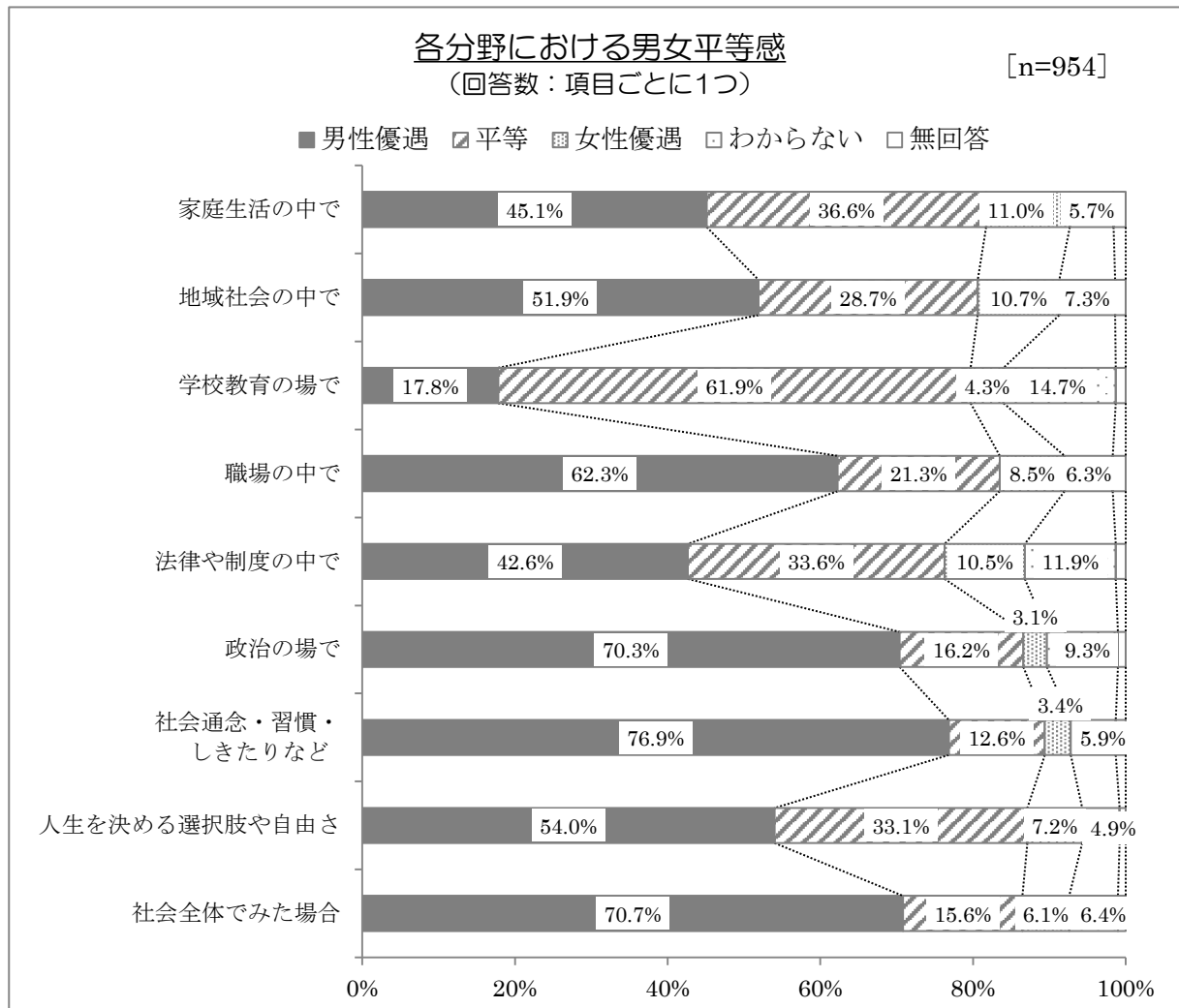
◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
27	防犯資器材の新規貸し出し団体	年5団体	危機管理室
	ホームページ等の情報の更新	年5回	危機管理室
	緊急安全情報の提供		学務課
28	設置予定灯数に対する設置済灯数の割合	99%以上	道路維持課
29	違反広告物設置者への指導	随時	都市計画課

課題 C 男女平等の意識づくり

「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」（平成 29 年 9 月実施）の結果によると、「学校教育の場」で男女の地位は「平等」が 61.9%であるのに対し、「社会通念・習慣・しきたりなど」では、76.9%の市民が「男性優遇」と回答しています。この結果から、男女の生き方や、行動、考え方について固定的な観念が依然として存在しており、それが男女の平等感を妨げているとも考えられます。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識（※P. 85 参照）・社会通念・慣習を払しょくするため、様々な機会をとらえ、継続して意識啓発に取り組む必要があります。



※男性優遇／「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の計

女性優遇／「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」の計

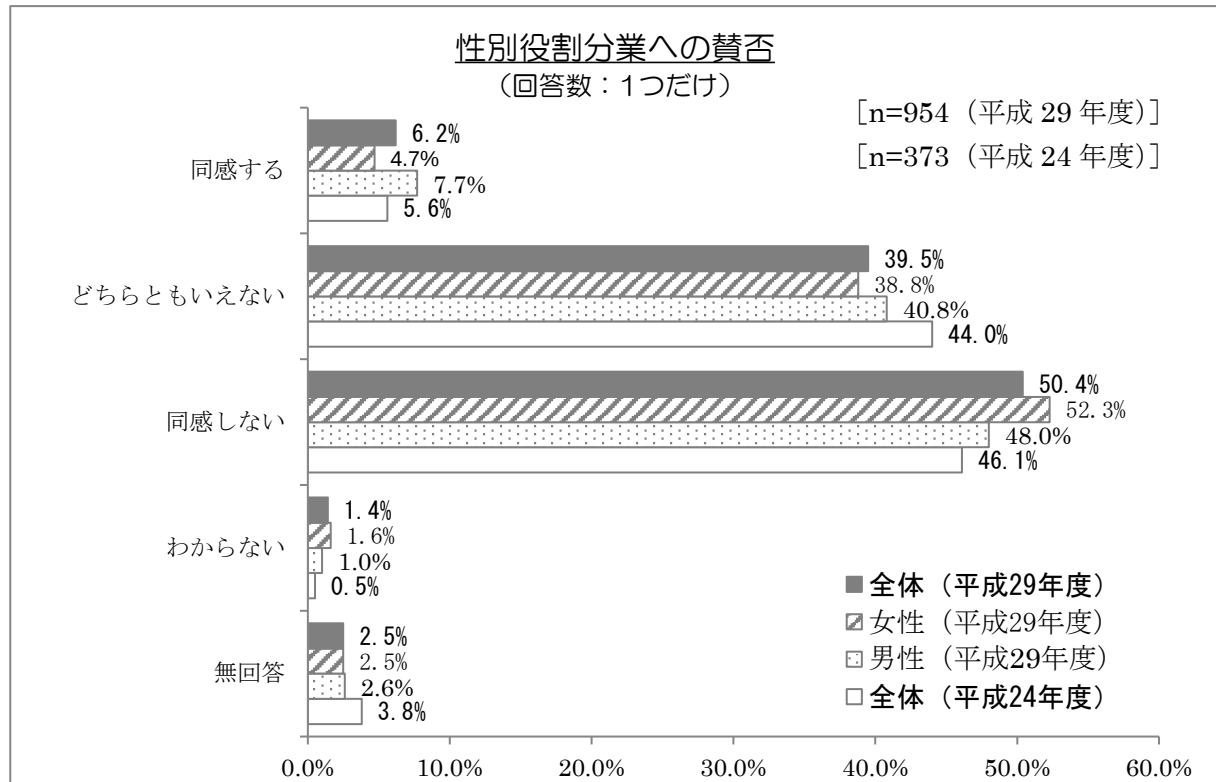
「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」（平成 29 年度）

【施策の方向① 固定的な性別役割分担意識と慣行の見直し】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
30	〈男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供〉 男女が共に育児や介護に関わることの重要性について理解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や学習機会の提供を行います。	高齢者福祉課 子育て支援課 健康増進課	継続 (第2期)
31	〈固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進〉 「男は仕事、女は家庭」に象徴される固定的な性別役割分担意識や慣行を見直し、男女が共に参画して社会づくりを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提供を行います。	自治人権推進課 公民館	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
30	母子健康手帳交付者へのこれから父になる男性に向けた育児参加リーフレットの配布	随時	子育て支援課
31	学習会の開催	年2回	自治人権推進課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成24年度、平成29年度)

【施策の方向② 男女平等推進のための意識啓発】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
32	〈男女平等参画を推進するための事業の研究及び講座、講演会等の実施〉 男女平等参画社会の形成に向け、より多くの人に関心を持ってもらえる事業の研究を進め、男女の自立や意識を高めることを目的とした講座、講演会等を開催します。	自治人権推進課 社会教育課 公民館	継続 (第2期)
33	〈男女平等参画社会づくり推進期間に合わせた啓発事業の実施〉 男女平等参画社会の形成に向け、国が定める男女共同参画週間(6月23日から29日まで)に合わせ、講演会等の事業を実施します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
34	〈男女平等参画に関する情報誌等の発行〉 男女平等参画を推進するための情報誌や啓発リーフレットを発行し、継続的、効果的に啓発します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
35	〈若い世代に向けた講座等の実施〉 若い世代に向けた学習機会を提供し、男女平等参画に対する関心を深めるように努めます。 ・ジェンダー(※P.85参照)に関する講座の開催 ・成人式等、若い世代が集まる機会や青少年施設を活用した男女平等参画に関する資料等の配布	自治人権推進課 児童青少年課	継続 (第2期)
36	〈民生・児童委員に対する男女平等参画意識の醸成〉 地域で活動する民生・児童委員に対する研修の実施や情報提供によって、男女平等意識の浸透を図ります。	社会福祉課	継続 (第3期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
32	講演会等の開催	年2回	自治人権推進課
	講座・講演会の開催	年1回以上	社会教育課
33	講演会等の開催	年1回	自治人権推進課
34	情報誌の発行	年2回	自治人権推進課
	リーフレット等の発行	2年に1回	自治人権推進課

【施策の方向③ 男女平等参画関連情報の収集、提供】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
37	〈ケーブルテレビを利用した情報の提供〉 ケーブルテレビによる市の広報番組において関係番組を放送し、情報提供を行います。	広報課	継続 (第2期)
38	〈広報紙に掲載する男女平等参画に関する記事の充実〉 男女平等参画社会づくりに向け、広報紙に様々な関連情報を掲載し、記事の充実に努めます。	広報課 自治人権推進課	継続 (第2期)
39	〈男女平等参画に関する図書及び資料の収集と提供〉 法律や制度をはじめ、国、県、地方公共団体等による男女平等参画への取組等について、広く情報を収集整理し、情報提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)
40	〈市内図書館等との連携〉 市内図書館や公民館及び男女平等参画推進センター（ミウズ）等が図書館システムで連携し、情報活用の充実に図ります。	自治人権推進課 図書館	継続 (第2期)
41	〈インターネット等を活用した情報の提供〉 インターネットをはじめ、様々なメディアを活用し、男女平等参画に関する情報提供を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
37	男女平等参画を題材とした広報番組の放送	年4回以上	広報課
38	男女平等参画社会づくりに関する情報の掲載	年6回以上	広報課
	広報紙への関連情報の掲載	年10回以上	自治人権推進課
39	男女平等参画推進センター内掲示の更新	年4回以上	自治人権推進課
41	ホームページの更新	年5回以上	自治人権推進課

課題 D 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

男女平等の意識づくりは、家庭、学校、地域、職場など、それぞれで行われる教育や学習と深い関わりをもっており、親や教職員の意識と行動が、子どもの意識に大きな影響を与えます。

そこで、学校においては、その発達段階に応じて、性別にとらわれない個性を尊重した教育を行うことが求められます。地域や社会においても、すべての人が違いを認め合い、対等な関係を重んじ、その個性や能力を伸ばせるよう、生涯を通じて教育・学習の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向① 男女平等教育の推進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
42	〈就学前における男女平等の推進〉 保育園、幼稚園等における男女平等の視点に配慮した保育や教育を推進します。	子育て支援課 指導課	継続 (第2期)
43	〈学校教育における男女平等教育の推進〉 男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない自立した男女を育成するため、広く男女平等の視点に立った教育を進めます。	指導課	継続 (第2期)
44	〈男女混合名簿の導入促進〉 学校における男女混合名簿の導入促進を図ります。	指導課	継続 (第2期)
45	〈個性を生かす進路指導等の推進〉 性別にこだわらず、自分の未来（進路や職業選択等）を考える力となる進路指導を推進します。	指導課	継続 (第2期)
46	〈学校と家庭、地域との連携〉 PTA 活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等参画の醸成を図ります。 ・学校における男女平等教育についての広報の推進 ・学校と家庭、地域が連携した男女平等参画の推進	指導課	継続 (第2期)
47	〈生涯学習活動の推進〉 男女平等の視点に立ち、一人ひとりが自分の能力や希望によって、生涯学び続けられる機会の提供を行います。	社会教育課 公民館	継続 (第3期)
48	〈市民の自主的な学習グループ、サークル活動への支援〉 自主学習グループやサークルの文化活動等を支援することで、男女が共に参画する社会づくりを促進します。	社会教育課 公民館	継続 (第3期)

【施策の方向② 教職員への男女平等意識の醸成】

事業 No.	＜基 本 事 業 名＞ 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
49	＜教職員等への男女平等に関する研修機会の充実＞ 子どもたちの意識形成や行動に大きな影響を与える教職員に対し、男女平等教育や性の多様性（LGBT などの性的少数者）についての理解を深めるための研修機会の充実を図ります。 ・男女平等教育に関する教職員校内研修の推進	指導課	継続 (第 2 期)
50	＜校務分掌等における男女平等意識の推進＞ 性別にこだわらない、適材適所の職務分担を行い、校務分掌における固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	学務課	継続 (第 2 期)
51	＜学童保育等の指導員への男女平等参画意識の推進＞ 学童保育所における指導員への男女平等参画に関する意識啓発を推進します。	子育て支援課	継続 (第 3 期)

◆具体的な取組の指標◆

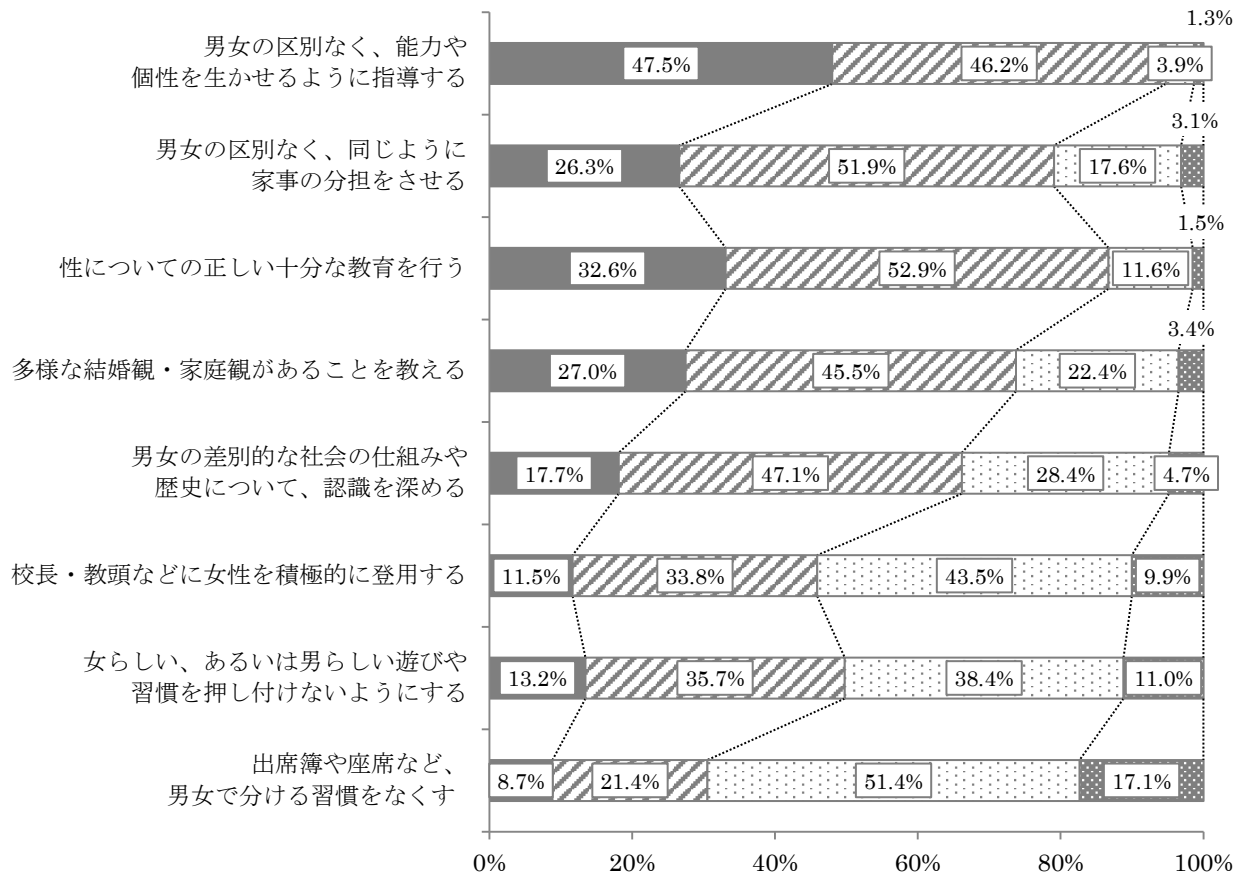
事業 No.	項 目	数値目標	担当課
49	人権教育に関する研修会の実施	年 1 回	指導課
50	校長会議等での啓発		学務課
51	男女平等参画に関する資料提供の実施	年 1 回以上	子育て支援課

男女平等な社会をつくるために、家庭・学校や地域社会で重要な教育

(回答数：項目ごとに1つ)

- 非常に重要であると思う ▨ 重要であると思う
 □ あまり重要であるとは思わない ■ 重要ではないと思う

[n=954]



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 29 年度)

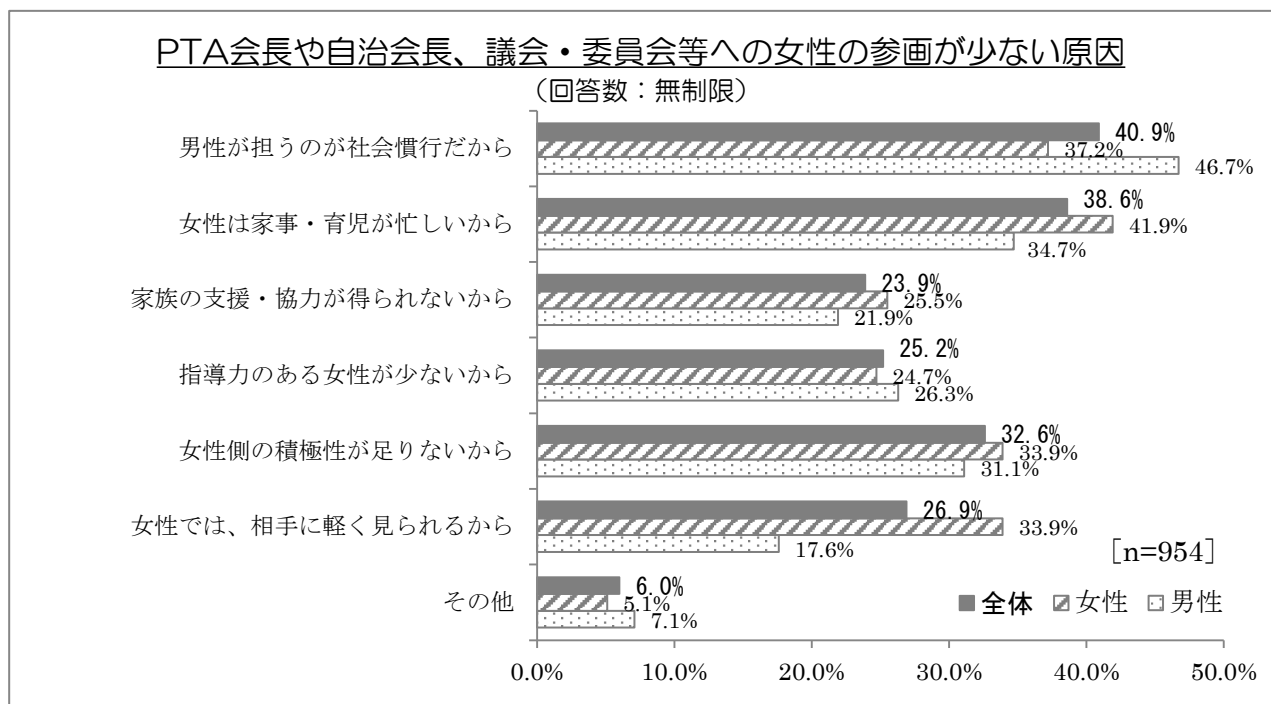
基本目標Ⅱ あらゆる場への男女平等参画の推進

男女平等参画社会の形成には、性別を問わず、誰もが社会の対等な構成員として、職場、家庭、地域社会等のあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できる社会の実現が求められます。

その実現のためには、男女が共に仕事上の責任と育児や介護などの家庭的責任、地域活動への参加などをそれぞれの状況に応じてバランスよく担って両立し、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが重要です。しかしながら、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※P. 87 参照）を支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。

また、少子高齢化や社会経済情勢の変化がみられる中、活力ある社会を維持するためにも、一人ひとりが活躍できる環境づくりが喫緊の課題となっております。

このためにも、社会全体が固定的な性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女性の存在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 29 年度)

課題 E 意思決定過程における男女平等参画

市や市内事業所等における管理職や、市政の執行に必要な各種審議会、委員会等への女性の登用は、少しずつ進んできてはいますが、十分な状況とは言えません。

今後は、男女共に女性の参画を積極的に進めようとする意識を持つとともに、女性があまり進出していない分野での積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※P.86 参照）を図るなど、これまで以上に、社会のあらゆる分野で男女が対等な立場で参画できる環境整備を進めていく必要があります。

【施策の方向① 政策・方針決定への女性の参画の促進】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
52	〈各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上〉 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署へ働きかけ、関係機関の理解を求めるほか、市民に向けた委員公募の積極的な情報提供を行い、目標比率（35％）の達成を目指します。	行政管理課 自治人権推進課	継続 （第 2 期）
53	〈審議会・委員会等開催時の託児サービスの充実〉 政策・方針決定過程の場への女性の参画を拡大していくために、審議会・委員会等開催時の託児サービス実施を関係部署に呼びかけ、育児中の女性の参画を推進します。	自治人権推進課	継続 （第 2 期）
54	〈男女平等を基本とした学校運営の推進〉 男女平等を基本とした学校運営を推進するとともに、指導的立場への女性教職員の登用など、学校運営の意思決定の場への女性の参画を進めます。	学務課	継続 （第 2 期）
55	〈職員の研修機会の充実〉 政策立案能力養成等を目的とした研修への女性の参画を積極的に推進します。	人事課	継続 （第 2 期）

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
52	各種審議会、委員会等の女性委員比率	35%	行政管理課 自治人権推進課
53	庁内への託児サービスに関する啓発	年 1 回以上	自治人権推進課
54	校長会議等での啓発		学務課

【施策の方向② 事業所や各種団体などの方針決定への女性の参画促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
56	〈事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成〉 男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
57	〈女性のエンパワーメント(※P.86参照)を支援する講座等の開催〉 地域活動団体等における各種役員等への女性の参画を促進するために、女性のエンパワーメントを支援する講座等を開催します。	自治人権推進課	継続 (第2期)
58	〈農業委員等への男女平等参画の推進〉 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や習慣を見直すとともに、農業委員等への男女平等参画を推進します。	農政課 農業委員会	継続 (第2期)
59	〈農業における女性経営者の育成〉 農業における男女平等参画社会の実現を推進するための、女性経営者の育成に向けた研修事業を推進します。	農政課 農業委員会	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
57	講座等の開催	年1回	自治人権推進課
59	女性認定農業者数(※P.86参照)	30人以上	農政課
	研修会等への参加	年1回	農業委員会

【施策の方向③ 市役所における管理職などへの女性の積極的登用】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
60	〈職員の適材適所の配置と職務の男女平等の徹底〉 事務事業の見直しを行う中で、適正な職務分担ができるよう図ります。 ・管理職に対する男女平等参画に関する意識向上のための研修の強化	人事課	継続 (第2期)
61	〈市管理職への女性登用推進〉 性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。	人事課	継続 (第2期)

課題 F 職場における男女平等参画

「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等の施行・改正により、女性の働く環境は徐々に改善され、整備されつつあります。しかしながら、雇用、待遇、昇任・昇格の不平等など、今もなお実質的には男女平等が実現していないのが現状です。また、女性が働きやすい職場をつくることが、性別にかかわらず働きやすい環境づくりにつながります。

自営業や農業においては、従事する女性にとって、労働に対する評価や報酬はあいまいで、十分なものではない状況にあります。

そこで、女性が妊娠・出産・育児などの影響を受けずに、継続して働ける環境整備をはじめ、あらゆる就業の場において男女が均等な機会を与えられ、働く意欲や能力が十分に発揮でき、正當に評価される環境づくりが求められます。

【施策の方向① 雇用機会の均等及び職場環境の整備、改善】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
62	〈商工会議所との連携・協力〉 商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女平等参画社会づくりに対する理解と協力を求めます。	産業振興課	継続 (第3期)
63	〈労働に関する関係法規等や相談窓口の情報提供〉 労働者の権利と責任に関する理解を深めるために、関係機関と連携して労働に関する法令等や労働に関する窓口等の情報提供を行います。	産業振興課	継続 (第2期)
64	〈多様な働き方ができる環境の整備〉 共有オフィスやコワーキングスペース(※P.85参照)などを提供するスマートオフィスプレイスを通じて、市民生活における仕事と生活の調和や新たな雇用の創出等を図り、多様な働き方ができる環境の整備を行います。	産業振興課	新規
65	〈ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業へのインセンティブの付与〉 市が発注する一定規模の建設工事を対象に実施する総合評価方式の入札において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局に届出済みである企業を、評価の加点対象とします。	契約検査室	新規

【施策の方向② ワーク・ライフ・バランス意識の浸透】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
66	〈事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発〉 関係機関と連携し、事業所等の取組を促進します。	産業振興課	継続 (第3期)
67	〈市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発〉 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って仕事に当たるとともに、実践していけるように積極的な働きかけや、情報提供を行います。	人事課 自治人権推進課	継続 (第3期)

◆具体的な取組の指標◆

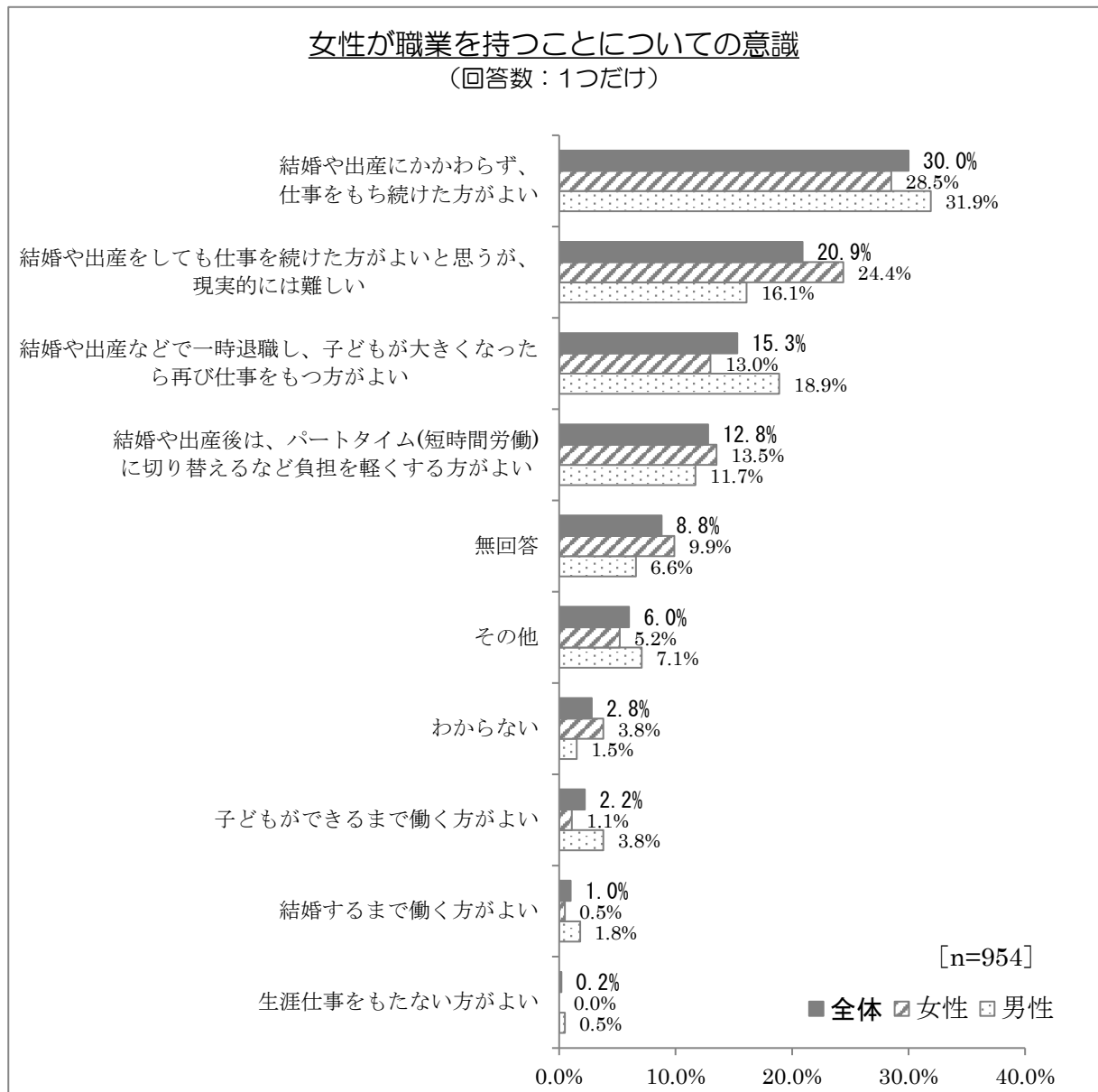
事業 No.	項 目	数値目標	担当課
67	市職員に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発	年1回以上	人事課
	男性職員に対しての、育児・介護休業制度の取得に関する啓発	年1回以上	人事課

【施策の方向③ 女性の再チャレンジをはじめとした就労支援】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
68	〈女性の職業能力開発の支援〉 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行います。 ・ 関係機関で行われている職業意識、職業能力増進のための講座、訓練機会の情報提供	産業振興課	継続 (第2期)
69	〈就業相談事業の支援〉 広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就職・再就職等のための相談事業の支援を行います。	産業振興課	継続 (第2期)
70	〈関係機関と連携した再就職支援〉 関係機関と連携し、再就職を支援する情報提供を行います。	産業振興課	継続 (第2期)
71	〈地域職業相談室の利用促進〉 公共職業安定所と連携するとともに、地域職業相談室設置について広報し、利用の促進を図ります。	産業振興課	継続 (第2期)
72	〈創業に対する支援〉 関係機関と連携を図り、創業に関する情報提供等を行います。	産業振興課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
68	女性を対象とした就労支援セミナーの開催	年1回以上	産業振興課
72	女性・若者創業者支援資金の利用促進	融資申込 年1件以上	産業振興課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 29 年度)

【施策の方向④ 農業、自営業等における男女平等参画の促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
73	〈自営業者への男女平等参画〉 商工会議所を通じて、自営業者を含む市内企業等に男女平等参画社会づくりへの理解と協力を求めます。【事業No. 62 の具体的な事業内容を再掲】	産業振興課	継続 (第2期)
74	〈農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催〉 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、積極的な情報提供を進めながら研修会等を開催します。 ・農業に従事する女性の能力開発研修会等の実施 ・女性の果たしている役割を適正に評価し、女性の社会的基盤を確立するために、訪問説明等を実施し、 <u>家族経営協定</u> (※P. 85 参照) の普及を図る	農政課	継続 (第2期)
75	〈女性農業従事者のネットワークづくりの推進〉 地域の連帯感を高め、女性グループの交流を深めるために、ネットワークづくりを推進します。	農政課	継続 (第2期)
76	〈農業労働力の補完システムの研究及び検討〉 農業における男女平等参画を推進するため、県及び関係機関と連携を図り、農業労働力の補完システムの研究及び検討を進めます。	農政課	継続 (第2期)
77	〈家族経営協定の締結の支援〉 印旛農業改良普及センターとの連携を図りながら家族経営協定の締結を支援します。	農政課	継続 (第2期)
78	〈農業者年金の加入促進〉 家族経営協定の普及及び農業者年金の加入促進に努めます。	農業委員会	継続 (第3期)
79	〈起業活動の支援〉 新規就農者のための補助金等による支援制度等について、積極的に情報を提供します。	農政課	継続 (第2期)
80	〈農業経営者及び農業関係者に対する男女平等意識を形成する講座等の開催〉 農業における男女平等参画社会の実現に向け、農業経営者や農業関係者を対象とした男女平等意識を形成する講座、研修会等を関係機関と連携を図りながら開催します。	農政課	継続 (第2期)
81	〈女性の経営能力と生産技術能力の向上のための講座等の開催〉 農業における男女平等参画社会の実現を目指し、女性の経営能力と生産技術向上のための講座等を開催します。 ・食品衛生法等の学習講座 ・家族経営協定等に関する講座 ・インターネットなどを活用した農産物販売の研究講座	農政課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
74	女性グループ主催による研修会または訪問説明の実施	年 1 回以上	農政課
	家族経営協定に関する訪問説明の実施	年 2 回以上	農業委員会
75	女性グループの結成	1 グループ以上	農政課
76	関係機関と連携した研究及び検討	年 1 回以上	農政課
77	家族経営協定の締結	年 4 件以上	農政課
78	農業者年金加入	年 2 件	農業委員会
79	支援制度等の情報提供	年 1 回以上	農政課
80	関係機関と連携した講座・研修会等の開催	年 1 回以上	農政課
	講演会等への参加	年 1 回	
81	関係機関と連携した講座・研修会等の開催	年 1 回以上	農政課

課題 G 家庭における男女平等参画

長い年月の中で形成されてきた固定的な性別役割分担意識により、家事、育児などは、未だにその役割の多くを、女性が担っているというのが現状です。

一方、男性の多くは依然として仕事中心の生活であり、家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動へのかかわりが希薄になっています。

男性も女性も、共に家庭的責任を担えるようなライフスタイルを確立するため、家庭や地域における男女のかかわり方を見直すとともに、子育てや介護支援の充実、関連情報を提供していく必要があります。

【施策の方向① 家庭における男女平等参画意識の浸透】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
82	〈家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供〉 男女が共に助け合い、また、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスのとれた社会づくりへの意識向上を図るための、学習機会や情報の提供を行います。 ・子どもたちの男女平等参画意識と自立性を育むため、成人を対象とした学習機会の提供 ・家事全般に関する実践的な学習機会の提供	自治人権推進課	継続 (第3期)
83	〈仕事と育児の両立を支援する情報及び研修機会の提供〉 男女が共に助け合い、育児に関わることの重要性についての理解を深め、共に働き続けられるよう仕事と家庭の両立を支援する情報の提供や講座等を実施します。	自治人権推進課 子育て支援課 健康増進課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

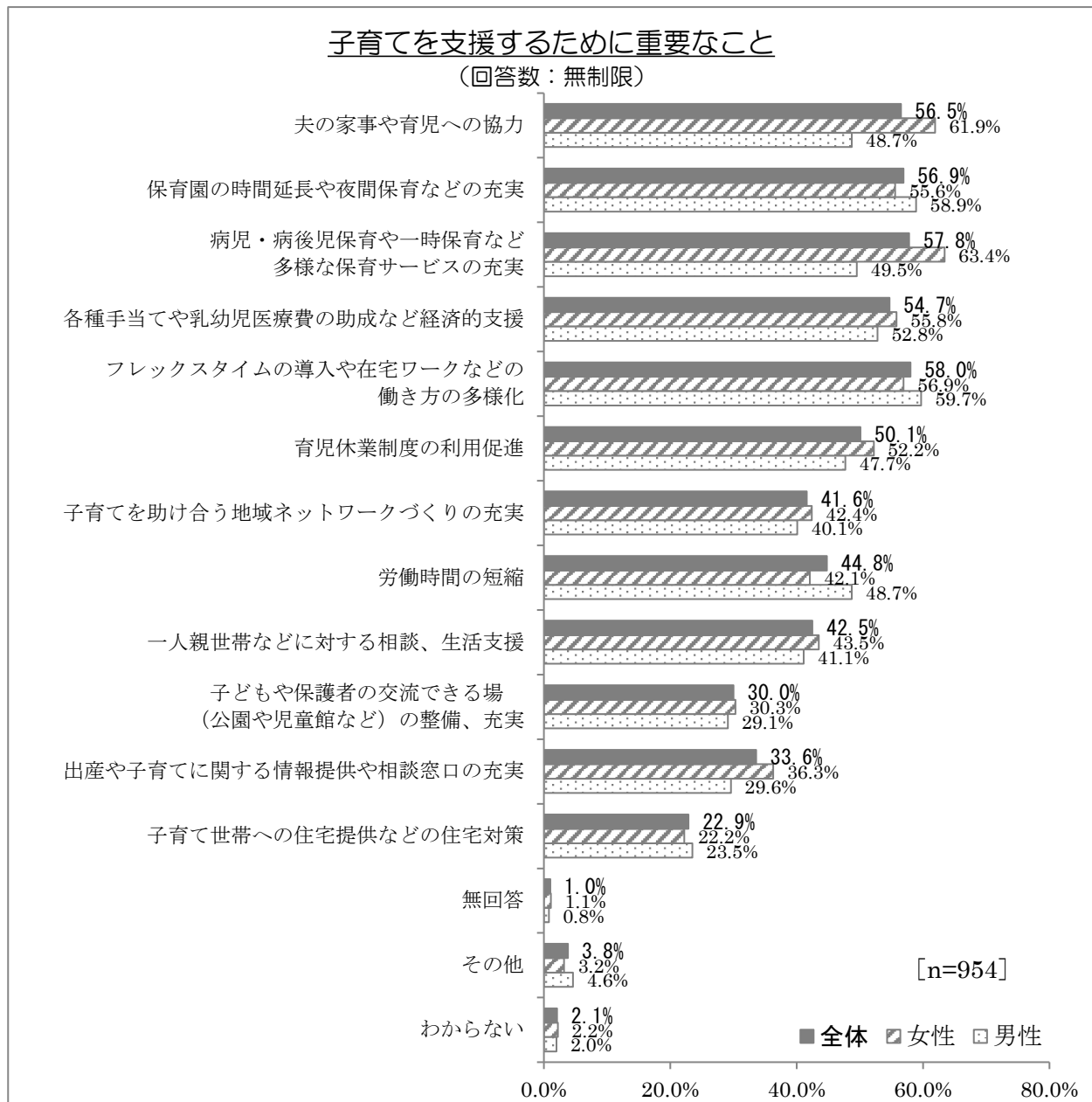
事業 No.	項目	数値目標	担当課
82	学習会等の開催	年1回以上	自治人権推進課

【施策の方向② 多様な子育て環境の整備と情報の提供】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
84	〈保育サービス等の充実〉 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育制度の充実を図ります。 ・時間延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・障害児の受入 ・保育士の資質向上のための研修の実施	子育て支援課	継続 (第2期)
85	〈市主催事業における託児サービスの充実〉 乳幼児を抱えた女性の社会参画を支援していくために、市主催事業における託児サービス実施を全庁に働きかけます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
86	〈ファミリー・サポートセンター（※P.87参照）の利用促進〉 ファミリー・サポートセンターにおいて、子育てを支援する多様な保育サービスを提供するとともに、利用促進に努めます。	子育て支援課	継続 (第2期)
87	〈保育サービスに関する情報の提供〉 保育園を利用しやすくするために、保育園や子育て支援センターの保育時間や保育内容等に関する情報の充実を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)
88	〈保育施設等の整備、拡充〉 保育ニーズの増加に対応するため、保育施設等の整備や既存施設の活用を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)
89	〈学童保育事業の充実〉 日中、保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えられるよう、学童保育の充実を図ります。	子育て支援課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
84	保育士等への研修の実施	年3回	子育て支援課
85	庁内への託児サービスに関する啓発【指標№53を再掲】	年1回以上	自治人権推進課
86	相互援助活動件数	年間4600件以上	子育て支援課
88	待機児童の解消	待機児童0人	子育て支援課
89	学童保育所の待機児童の解消	待機児童0人	子育て支援課



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 29 年度)

【施策の方向③ 介護に関する環境の整備と情報の提供】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
91	〈仕事と介護の両立を支援する情報及び研修機会の提供〉 働く男女が共に介護を担い、家庭責任を果たすことができるよう、仕事と介護の両立を支援する情報と研修機会の提供を促進します。	高齢者福祉課	継続 (第2期)
92	〈在宅介護教室の充実及び介護相談の実施〉 高齢者を介護している家族等に対して、介護方法、介護予防、介護者の健康づくり等、介護に必要とされる知識及び技術を習得させるための講義や実習を行うとともに介護相談を開催します。	高齢者福祉課	継続 (第2期)
93	〈介護保険サービス等に関する情報提供の促進〉 要介護高齢者を抱える家族を支援するために、介護保険制度やサービス提供事業者、福祉ボランティア等の介護に関する情報提供の促進を図ります。	高齢者福祉課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
92	介護者教室の開催	年 20 回	高齢者福祉課

課題 H 地域活動への男女平等参画

地域には、自治会、PTA、子ども会をはじめ、様々な団体があり、多くの女性が参加していますが、男性の参加が少ないといわれています。しかし、その団体の長や役員といった責任ある役割は、逆に男性が担うことが多い状況にあり、ここにも性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の影響が見られます。

地域活動は、地域の新たな課題に対応した各種ボランティアや NPO の活動などを含め、地域コミュニティとしての重要性を増しています。今後は、地域社会において男女平等参画に関する理解を深め、定着させていくとともに、より多くの積極的な地域活動への参画を推進していくことが重要です。

【施策の方向① 地域活動への参加機会の拡大と情報の提供】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
94	〈地域活動における女性リーダーの育成〉 女性へのエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダーの育成に努めます。	自治人権推進課	継続 (第2期)
95	〈地域活動への男女の参加促進〉 地域へ目を向けるとともに、地域活動への参加の契機となるような情報や学習機会の提供をします。	自治人権推進課 公民館	継続 (第2期)
96	〈地域で活動する各種団体に関する情報の提供〉 ホームページや情報誌等を利用し、地域で活動する各種団体に関する情報を提供します。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項目	数値目標	担当課
94	講座等の開催	年1回	自治人権推進課

【施策の方向② 市民団体などへの支援及び交流促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
97	〈市民の自主的学習活動の支援〉 男女平等参画に関する市民団体等に対し、情報収集と学習活動への支援を行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)
98	〈地域サークルの育成〉 市民の地域参加を推進し、また男女平等参画社会づくりを進める契機となる地域サークルの育成に努めます。	公民館	継続 (第2期)
99	〈高齢者クラブ等の活動支援〉 高齢者クラブ等に対する活動の支援をととして、男女平等参画の推進を図ります。	高齢者福祉課	継続 (第3期)
100	〈市民公益活動団体への活動支援〉 市民公益活動サポートセンター登録団体の情報発信や相互交流の充実を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
100	広報紙「サポートセンターだより」の発行	年2回	自治人権推進課
	登録団体の交流会実施	年2回	自治人権推進課

【施策の方向③ 市民協働による男女平等参画の推進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
101	〈市民参加による男女平等参画事業の充実〉 市民や団体との協力、協働により実施することで、男女平等参画の推進を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
102	〈男女平等参画に関する市民団体等と連携した男女平等参画の推進〉 男女平等参画推進センター登録団体と連携した男女平等参画社会づくりを推進します。	自治人権推進課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
102	登録団体との情報交換、協働事業の開催	年1回以上	自治人権推進課

基本目標Ⅲ 安心して暮らせるまちづくり

私たち一人ひとりが、生涯を通じて心身共に健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのためには、男女共に、自分の健康管理を適切に行い、年代や個々の健康状態に応じた健康教育や健康相談が受けられる社会環境整備が求められます。

また、男女の心と体の健康づくりには、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※P.86 参照）を人権としてとらえるとともに、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要となります。

一方、少子高齢化が急速に進んでいる現状において、安全に子どもを産み、育てていく環境の整備や、高齢者や障害のある人などへの福祉の充実、女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進などは、私たちが安心して暮らせるまちづくりをするうえで、重要な課題となっています。

課題Ⅰ 生涯にわたる心と体の健康づくり

私たちが、生涯にわたり心身共に健康で生き生きと暮らしていくには、自分の健康状態に応じた、適切な自己管理を行うことが重要です。そのためには、子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた適切な医療・保健体制の推進が望まれます。

また、年代とは別に、性の違いを踏まえた性差医療への取組も、今後進めていく必要があり、それらに関する知識の普及、啓発も重要性が高まっています。

【施策の方向① 性差に配慮した医療・保健の促進】

事業 No.	＜基 本 事 業 名＞ 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
103	＜健康診査の充実＞ 健診（検診）に対する理解を深め、健康維持と予防のために分かりやすい情報提供と受けやすい健診（検診）体制の整備に努めます。	健康増進課	継続 （第2期）
104	＜性差医療に関する情報の収集と提供＞ 男女の性差に応じた的確な医療についての情報の収集と提供を行います。	健康増進課	継続 （第3期）
105	＜年代や個々に応じた健康教室、健康相談の充実＞ 健康教室や健康相談の実施において、年代や個々に応じた、きめ細かな対応に努めます。	健康増進課	継続 （第2期）
106	＜男女の心と体の違いを尊重することの大切さに関する情報の提供＞ 男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて学ぶ機会や、それらに関する図書、資料等の情報収集及び提供を行います。	自治人権推進課 指導課 図書館	継続 （第2期）

【施策の方向② ライフステージ（※P. 87 参照）に応じた健康づくりの促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
107	〈ライフステージに応じた相談の充実〉 ライフステージに応じた様々な不安やストレスの軽減を図るための相談を実施します。	健康増進課 指導課	継続 (第2期)
108	〈生涯にわたる健康づくり支援〉 ライフステージに応じた健康教育の充実や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課 指導課	継続 (第2期)
109	〈生活習慣病の予防対策の充実〉 健康維持・管理のための各種健康教室の開催や、スポーツ活動を通じての健康増進や体力づくりの推進を図ることで、生活習慣病の予防対策の充実を図ります。	健康増進課 指導課 生涯スポーツ課	継続 (第2期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
107	講座・教室等の開催	年2回以上	健康増進課
109	各種イベントの開催	年10回	生涯スポーツ課

課題 J 安全・安心な社会環境の整備

安全・安心に出産をし、子どもを育てていくためには、その環境整備に努めるとともに、妊娠・出産・育児に関する情報の提供も重要な課題です。

また、高齢化が進む中、豊かで活力ある地域社会にしていくために、高齢者や障害のある人などが社会の一員として、これまでの人生経験を生かしつつ、自分らしく充実した生活を送れる環境を整備する必要があります、そのことが、男女が共に生涯にわたって安心して暮らせるまちの実現へとつながっていきます。さらに、防災において女性の視点を取り入れることで、災害時もあらゆる人にとって安全・安心な環境づくりにつながります。

【施策の方向① 安心して妊娠・出産できる環境整備】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
110	〈生と性の健康についての意識啓発と浸透〉 学校保健と地域保健とが連携をとりながら、思春期の健康に対する意識の啓発と浸透を図ります。	健康増進課 指導課	継続 (第3期)
111	〈妊娠・出産・子育て期における健康支援の充実〉 母子の健康な生活を支援するための乳幼児健康診査や妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるような健康支援に努めます。また保健指導の充実を図ります。	健康増進課	継続 (第2期)
112	〈妊産婦への理解と協力〉 周囲の人々の妊産婦への理解と協力を得るために、妊産婦に対する正しい知識の普及を図ります。	健康増進課 社会教育課	継続 (第3期)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
112	市内中学生対象の講座の実施	年間 11 校	社会教育課

【施策の方向② 子どもの健全育成の推進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
113	〈子育て支援グループの育成〉 子育てを支援するボランティアグループや子育てサークルの育成支援と各団体に対して情報提供を行い、情報の共有化を図ります。	子育て支援課	継続 (第3期)
114	〈育児・子育てについての相談体制の充実〉 育児や子育て相談に関する情報提供及び相談体制を充実します。	子育て支援課 児童青少年課 健康増進課	継続 (第2期)
115	〈公共施設における乳幼児同伴の保護者に配慮した施設整備の推進〉 公共施設の新築、改築等を行う際に、乳幼児同伴の保護者に配慮した施設整備に努めます。また、既存施設についても改修整備の可能性について状況把握に努めます。	資産管理経営室	継続 (第2期)

【施策の方向③ 男女平等参画の視点に立った高齢者、障害者施策の充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
116	〈自立支援と社会参加の促進〉 ユニバーサルデザイン（※P. 87 参照）やノーマライゼーション（※P. 86 参照）の理念に基づき、高齢者や障害のある人が自立して、その人らしく地域で暮らすことのできるような環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	高齢者福祉課 障害福祉課	継続 （第 2 期）
117	〈高齢者の地域活動と社会参加への支援〉 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら多様な社会参加ができるよう、自主的な活動や就労への支援を行います。	高齢者福祉課	継続 （第 2 期）
118	〈障害のある人への相談、情報提供の充実〉 障害者の要望、相談に対応できる環境の整備やそれぞれの障害に応じた情報提供を行います。	障害福祉課	継続 （第 3 期）
119	〈高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援〉 高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や地域との交流活動を支援します。	高齢者福祉課 公民館	継続 （第 2 期）
120	〈介護保険サービス事業者等の体制の充実〉 要介護者や家族からの介護サービスに関する相談に応じるとともに、介護保険事業者に対する資質の向上と体制の充実を図ります。	高齢者福祉課	継続 （第 2 期）
121	〈介護支援専門員等の育成〉 要介護者や介護を行う家族が必要なサービスを的確に受けられるよう、介護支援専門員等の資質の向上を図ります。	高齢者福祉課	継続 （第 2 期）

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
118	障害について学ぶ講座等の開催	年 2 回以上	障害福祉課
120	学習会の開催	年 1 回以上	高齢者福祉課
121	学習会の開催	年 2 回以上	高齢者福祉課

【施策の方向④ 女性の視点を盛り込んだ防災対策の促進】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
122	〈女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり〉 佐倉市地域防災計画に女性の視点が盛り込まれているかを点検するとともに、計画策定段階での女性の参画を更に推進します。	自治人権推進課 危機管理室	継続 (第3期)
123	〈女性の自主防災組織への参画の推進〉 広域災害が発生した際の、自主的な防災活動を行う組織に、女性の参画を推進します。	危機管理室	継続 (3期改定)
124	〈要配慮者の安全確保〉 女性や、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・LGBT等といった特に支援を必要とする人、外国人等に配慮した、地域防災計画や避難所運営マニュアルの整備を行い、安全確保を図ります。	危機管理室 自治人権推進課	新規

【施策の方向⑤ ひとり親家庭への支援】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
125	〈ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実〉 ひとり親家庭が自立して生活ができるよう相談体制の充実を図り、またそれぞれの家庭状況に対応した支援策を推進します。	児童青少年課	継続 (第2期)

【施策の方向⑥ ひきこもりの状態にある人への支援】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
126	〈ひきこもりの状態にある人に対する支援の実施〉 ひきこもりの状態にある人の自立及び社会参加の促進を図るための支援策を推進します。	障害福祉課	新規

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・充実

市では、平成 15 年 4 月に「佐倉市男女平等参画推進条例」を施行し、この条例の基本理念に基づき、平成 21 年 5 月に「佐倉市男女平等参画基本計画【第 3 期】」を策定し、総合的・計画的に施策を推進してきました。

今後も、「佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】」のもと、行政だけでなく市民や事業所などが協働して、これまで以上に男女平等参画社会の形成に取り組んでいく必要があります。

そのために、市内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、事業に当たると同時に、男女平等参画社会の形成を促進するための活動拠点としての男女平等参画推進センター（ミウズ）の機能の充実を図る必要があります。

また、国や県、近隣自治体や関係機関と連携した取組を進め、男女平等参画の着実な推進に努めます。

課題 K 市内推進体制の充実

男女平等参画を推進していくには、職員一人ひとりが高い意識を持って、それぞれの施策や事業に取り組むことが求められます。そして、市内推進体制の強化を図り、組織的に取り組むことで、効果的な施策の推進につなげていかなければなりません。

さらに、男女平等参画推進センターにおいて、幅広い層を対象とした事業を展開するとともに、男女平等参画を推進する団体との連携を図り、広く男女平等参画意識の醸成に努めます。

【施策の方向① 市内推進体制の充実】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
127	〈男女平等参画を推進する市内推進会議の充実〉 条例の基本理念及び計画の実効性を高めるため、市内推進会議の充実を図ります。また、併せて研修会を実施します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)

【施策の方向② 市職員に対する男女平等参画意識の啓発】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
128	〈市職員への研修機会の提供〉 男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう関連機関と連携し、職員研修の実施に努めます。また、必要に応じて国、県等の実施する講座、研修への積極的な参加を促進します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
129	〈市職員への意識啓発〉 男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、基礎的な事項に関するアンケート調査を通じて、職員の意識度合いを把握します。	自治人権推進課	継続 (第 3 期)

◆具体的な取組の指標◆

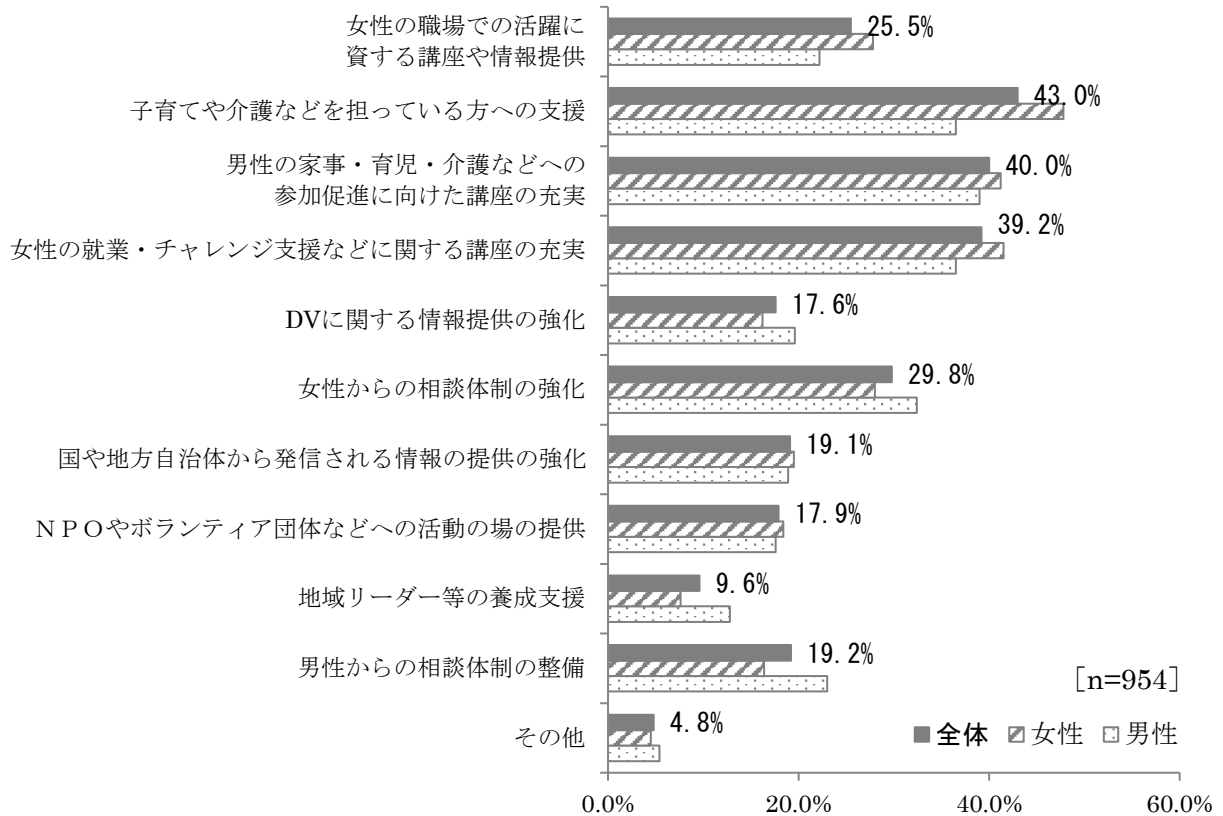
事業 No.	項 目	数値目標	担当課
128	職員への研修	年 1 回	自治人権推進課
129	アンケート調査の実施	年 1 回	自治人権推進課

【施策の方向③ 男女平等参画推進センターの充実】

事業 No.	〈基 本 事 業 名〉 具 体 的 な 事 業 内 容	所管課	区分
130	〈女性のための相談事業の充実〉 女性のための相談事業の充実と関係機関との連携強化を図ります。また、男性や LGBT 等を対象とした相談事業についても調査、研究します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
131	〈学習会等の事業の充実〉 男性の家庭参加・女性のエンパワーメント・性の多様性 (LGBTなどの性的少数者) など、幅広い層を対象に男女平等参画の視点に立った学習会等の事業の充実を図ります。	自治人権推進課	継続 (第 3 期)
132	〈男女平等参画推進センターの周知と機能の充実〉 拠点施設としての周知を図り、分かりやすく利用しやすい施設づくりのための管理運営に努めます。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
133	〈効果的な情報発信の実施〉 情報誌や施設内掲示、関連図書等をはじめ、施設利用者はもとより、広く男女平等参画社会の形成につながる関連情報を発信します。	自治人権推進課	継続 (第 2 期)
134	〈登録団体への支援と協働〉 登録団体との情報交換会を開催し、団体間の連携を図るとともに、登録団体との協働事業などを開催します。	自治人権推進課	継続 (第 3 期)

男女平等参画推進センターに期待すること

(回答数：無制限)



「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」(平成 29 年度)

◆具体的な取組の指標◆

事業 No.	項 目	数値目標	担当課
131	学習会等の事業の開催	年 5 回	自治人権推進課
132	アンケート調査における施設利用者満足度	100%	自治人権推進課
134	登録団体との情報交換、協働事業の開催〔指標No.102を再掲〕	年 1 回以上	自治人権推進課

課題Ⅰ 国・県・関係機関との連携

計画を着実に実行し、男女平等参画社会を実現するためには、市の取組だけでは難しい場合があります。そこで、国や県・近隣自治体や関係機関との協力、連携を図りながら効率的な施策の推進にあたり、社会情勢の変化にも対応した施策の展開を図っていきます。

【施策の方向① 国・県・近隣自治体との連携】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
135	〈国・県と連携した施策の取り組みの推進〉 県が実施する男女共同参画地域推進員制度をはじめ、国や県・近隣自治体との協力・連携を図りながら新たな施策の取組を推進するとともに、効果的な事業の実施を図ります。	自治人権推進課	継続 (第2期)
136	〈国や県が実施する学習機会の提供〉 市民に対し、国や県の実施する学習会など啓発イベント情報の提供を随時行います。	自治人権推進課	継続 (第2期)

【施策の方向② 関係機関・団体との協働・連携】

事業 No.	〈基本事業名〉 具体的な事業内容	所管課	区分
137	〈情報の収集及び提供〉 関係機関・団体と連携し、男女平等参画に関する情報交換などを積極的に行い、よりよい男女平等参画施策につなげます。	自治人権推進課	継続 (第3期)

資料

佐倉市男女平等参画審議会 委員名簿

佐倉市男女平等参画審議会（以下、審議会という。）は、佐倉市男女平等参画推進条例を設置根拠とし、男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項を審議することを、その役割としています。

部会は、必要に応じて審議会内に設置され、審議会における審議事項についての事前調査・研究等を行います。

【委嘱任期：平成 30 年 4 月 20 日から令和 2 年 4 月 19 日まで】

	氏名	役職等
	戸村 信夫	一般公募
	田中 和子	一般公募
	三谷 英継	佐倉商工会議所青年部会長
	半谷 恵美子	佐倉商工会議所女性会
	大島 貴久	千葉みらい農業協同組合
	遠藤 恵子	城西国際大学国際人文学部国際文化学科准教授
会長	菊池 薫子	司法書士
	松浦 みち子	佐倉市立志津小学校校長
副会長	田中 百合江	佐倉地区民生委員・児童委員
	吉森 文男	佐倉人権擁護委員

佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 委員名簿

【委嘱任期：平成 30 年 7 月 5 日から令和元年 11 月 11 日まで】

	氏名	役職等
部会長	戸村 信夫	一般公募
	田中 和子	一般公募
	三谷 英継	佐倉商工会議所青年部会長
副部会長	遠藤 恵子	城西国際大学国際人文学部国際文化学科准教授
	松浦 みち子	佐倉市立志津小学校校長
	吉森 文男	佐倉人権擁護委員

基礎資料概要

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】策定にあたり、「佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査」「市民意見公募手続き」を基礎資料といたしました。各調査の概要は以下のとおりです。

佐倉市男女平等参画社会に関する 市民意識調査

(1) 調査対象

佐倉市内在住の満 20 歳以上の男女個人

(2) サンプリング

住民基本台帳による無作為

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収（督促礼状 1 回）

(4) 調査項目

- ①男女平等意識について
- ②家庭生活について
- ③子育て・教育について
- ④職業（就業）について
- ⑤地域活動について
- ⑥人権について
- ⑦男女平等参画推進センター（ミウズ）について
- ⑧男女平等施策について

(5) 調査期間

2017（平成 29）年
9 月 1 日から 10 月 2 日まで

(6) 回収率

31.8%（有効回答 954）

市民意見公募手続

(1) 意見提出者

- ・佐倉市内在住・在勤・在学者
- ・上記の方が主体となって構成された団体（市民団体）
- ・佐倉市内に事務所事業所を有する法人

(2) 募集方法

直接提出、ファクス、Eメール、郵送による意見募集

(3) 項目

「佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】（素案）」の策定について

(4) 期間

2020（令和 2）年
月 日から 月 日まで

(5) 有効回答

佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】策定経過

年月日	内 容
平成 29 年	
9 月 ～10 月	佐倉市男女平等参画社会に関する市民意識調査 調査対象：佐倉市内在住の男女 3,000 人 有効回答：954 人
平成 30 年	
5 月 24 日	佐倉市男女平等参画審議会 第 1 回会議 ・概要説明 ・佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】について諮問 ・基本計画（第 4 期）検討部会の設置・委員の選出について
7 月 5 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 1 回会議 正副部会長選出
9 月 21 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 2 回会議 男女平等参画基本計画策定についての研修会
11 月 19 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 3 回会議 ・佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】の体系(案)について ・女性活躍推進法について(説明)
平成 31 年	
1 月～2 月	(事業所管課に第 4 期計画策定に係る具体的な取組内容について確認)
2 月 26 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 4 回会議 佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】の体系について
3 月 26 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 5 回会議 佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】の事業(素案)について
令和元年	
5 月 27 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 6 回会議 佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】の事業(素案)について
7 月 8 日	佐倉市男女平等参画審議会 第 1 回会議 基本計画[第 4 期]の策定について(中間報告)
7 月 19 日	佐倉市男女平等参画推進センター登録団体意見交換会
8 月 26 日	佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】検討部会 第 7 回会議 佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】の事業(素案)について
9 月～10 月	(事業所管課に第 4 期計画素案についての意見照会)

10月7日	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会 第8回会議 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の事業(素案)について
11月11日	佐倉市男女平等参画審議会 第3回会議 ・佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】(素案)について ・佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】に関する答申について
11月29日	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の素案について、佐倉市男女平等参画審議会より答申
12月18日	佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議及び調整会議において、基本計画(素案)を報告
令和2年	
1月15日	佐倉市政策調整会議において、基本計画(素案)を審議(同日承認)
1月28日 ～2月11日	市民意見公募手続
○月○日	佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】策定及び市民意見公募手続き実施結果の公表

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日

法律第七十八号

最終改正 平成十一年十二月二十二日

法律第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変

更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ

れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理

大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（省略）

佐倉市男女平等参画推進条例

平成 14 年 12 月 27 日

条例第 41 号

改正 平成 25 年 10 月 1 日

横書き施行

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女平等参画に関する基本的施策等 （第 8 条—第 14 条）

第 3 章 苦情及び相談への対応（第 15 条・第 16 条）

第 4 章 佐倉市男女平等参画審議会（第 17 条・第 18 条）

第 5 章 雑則（第 19 条）

附則

戦争の世紀と言われた 20 世紀が終わり、人権の世紀と言われる 21 世紀を迎え、豊かな自然や歴史、そして文化に育まれてきた佐倉市は、「佐倉市平和行政の基本に関する条例」を制定し、「人権尊重・人権擁護都市」を宣言している都市にふさわしい、市民一人ひとりが心豊かに生き生きと暮らせる活力に満ちたまちづくりを目指している。

一方、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、家族形態の多様化、そして地域社会の変化などの社会経済状況の急激な変化に対応していくため、新しい社会の構築が求められている。

そのためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、性別に関わりなく社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うという男女平等参画社会の実現が社会全体の緊要な課題となっている。

これまで佐倉市においても、国内外における大きな動きとともに、誰もが個人として尊重され、自らの個性及び能力を十分に発揮することができ、社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の

意識やそれに基づく社会慣行が依然として根強く残り、女性の、ひいては男性の生き方の選択にも影響を与えている等、真の男女平等参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要になっている。

ここに、佐倉市は、男女平等参画を推進することにより、男女の人権が尊重され、真に豊かで活力ある社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女平等参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって佐倉市において男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を平等に享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に関し男女間に格差が生じている場合に、その格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は配偶者であった者に対する暴力的行為（心身に対する不法な攻撃であって、生命又は心身に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）及び当該暴力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、当該不快を受けた者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によって当該性的な言動を受けた者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であると間接的であると問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、職場、学校、地域、家庭その他あらゆる場において男女がその個性及び能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女の社会における活動の自由な選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会

の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができること。

(5) ドメスティック・バイオレンスその他の男女平等参画を阻害する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を著しく侵すものであり、根絶されなければならないこと。

(6) 男女は、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の健康について、男女の人権が尊重され、生涯にわたる心身の健康が確保されること。

(7) 男女平等参画社会の実現は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女平等参画に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する。

2 市は、男女平等参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携及び協働に努める。

3 市は、男女平等参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる。

（市民の責務）

第5条 市民は、自ら男女平等参画への理解を深め、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他あらゆる場において男女平等参画社会の形成に努める。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、自ら男女平等参画への理解を深め、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成に努める。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策に協力するよう努める。

（性別による権利侵害の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンスその他の男女平等参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

第2章 男女平等参画に関する基本的施策等 (基本計画)

第8条 市長は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するときは、佐倉市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努める。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

(推進施策)

第10条 市は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行う。

(1) 施策の立案及び決定の場における男女平等参画を推進するため、市の職員が性別に関わりなくその能力を開発し、及び発揮する機会を確保するよう積極的格差是正措置を講ずるとともに、附属機関その他審議会等の委員の構成に関し、男女比格差の是正に努めること。

(2) 雇用の場における男女平等参画を推進するため、事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援に努めるとともに、必要があると認めるときは、雇用の分野における男女平等参画の推進に関する取組の状況についての報告を求めること。

(3) 農業、自営の商工業等における男女平等参画を推進するため、情報及び学習機会の提供その他必要な支援に努めること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動を両立することができるよう必要な支援に努めること。

(5) 市民が男女平等参画への理解を深めるため、学校教育、社会教育その他あらゆる場におい

て、男女平等参画に関する教育及び学習の振興に努めること。

(6) 男女平等参画を推進する活動を行う民間の団体に対し、必要な情報の提供その他の支援に努めるとともに、それらの団体との連携及び協働に努めること。

(年次報告)

第11条 市長は、男女平等参画に関する施策の実施状況に関する年次報告書を作成し、及び公表する。

(調査、研究等)

第12条 市は、男女平等参画の推進に必要な調査、研究並びに情報の収集及び整理を行う。

(広報活動)

第13条 市は、市民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるために必要な広報活動を行う。

(拠点施設)

第14条 市は、男女平等参画に関する施策の推進並びに市民及び事業者が行う男女平等参画を推進する取組の支援のため、総合的な拠点施設を整備する。

第3章 苦情及び相談への対応

(苦情及び相談の申出)

第15条 市民及び事業者は、市が実施する男女平等参画に関する施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情（以下「苦情」という。）及び性別による差別的な取扱い等の男女平等参画の推進を阻害する人権侵害に関する相談（以下「相談」という。）があるときは、市長に対し、申し出ることができる。

2 何人も、苦情又は相談を申し出たことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(苦情及び相談の処理)

第16条 市長は、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切かつ迅速に処理するものとする。

2 市長は、苦情の処理を行う場合において、必要があると認めるときは、佐倉市男女平等参画審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、苦情及び相談の処理の状況について、佐倉市男女平等参画審議会に報告する。

第4章 佐倉市男女平等参画審議会

（設置及び所掌事項）

第17条 男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を審議するため、佐倉市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）市長の諮問に応じて、基本計画その他男女平等参画に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べること。

（2）男女平等参画の推進に関し必要があると認める事項について調査研究し、市長に意見を述べること。

（組織等）

第18条 審議会は、委員12人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

2 委員は、公募に応じた市民並びに事業者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日

法律第三十一号

最終改正 令和元年六月二十六日

法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めな

ければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令

の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力

又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は

身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的^{しゅう}羞 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と

共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨

及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、

同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則**（職務関係者による配慮等）**

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２ 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものに

ついては、その十分の五を負担するものとする。

２ 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

四号まで及び 第十八条第一 項		
第十条第一項	離婚をし、又は その婚姻が取 り消された場 合	第二十八条の二に 規定する関係を解 消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定令和五年四月一日

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成 19 年 12 月 18 日策定

平成 22 年 6 月 29 日決定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の 1 つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

【仕事と生活の調和が実現した社会の姿】

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

【関係者が果たすべき役割】

2 このような社会の実現のためには、まず労

使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日

法律第六十四号

最終改正 令和元年六月五日

法律第二十四号

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を

実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活

における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について

準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生

労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなった

と認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法

第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出

をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する

事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則（省略）

男女平等参画社会づくりの歩み

年	世界	日本
昭和50年(1975)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催(世界行動計画採択)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進本部会議」「婦人問題担当室」設置
昭和51年(1976)	・国際婦人の10年始まる(～1985年)	
昭和52年(1977)		・国内行動計画策定 ・国内行動計画前期重点目標発表 ・国立婦人教育会館オープン
昭和53年(1978)		
昭和54年(1979)	・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択	
昭和55年(1980)	・国連婦人の10年中間年世界会議開催	・「女子差別撤廃条約」署名
昭和56年(1981)	・「女子差別撤廃条約」発効	・国内行動計画後期重点目標発表
昭和59年(1984)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布
昭和60年(1985)	・国連婦人の10年最終年世界会議開催(「ナイロビ将来戦略」を採択)	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准
昭和61年(1986)		・「婦人問題企画推進本部」拡充 ・「男女雇用機会均等法」施行
昭和62年(1987)		・新国内行動計画策定
昭和63年(1988)		
平成元年(1989)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)
平成2年(1990)	・国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択	
平成3年(1991)		・新国内行動計画第1次改定 ・「育児休業法」成立
平成4年(1992)		・「育児休業法」施行
平成5年(1993)	・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	
平成6年(1994)		・総理府に男女共同参画審議会設置
平成7年(1995)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法の改正(介護休業制度の法制化)
平成8年(1996)		・男女共同参画ビジョン答申 ・男女共同参画2000年プラン策定
平成9年(1997)		・「男女共同参画審議会設置法」公布
平成10年(1998)		
平成11年(1999)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布、施行
平成12年(2000)	・女性2000年会議開催(国連特別総会、ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定
平成13年(2001)		・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行
平成14年(2002)		
平成15年(2003)		
平成16年(2004)		・「DV防止法」改正
平成17年(2005)	・第49回国連女性の地位向上委員会(「北京+10」閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画(第2次)策定
平成18年(2006)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京)	・「改正男女雇用機会均等法」改正
平成19年(2007)	・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー)	・「DV防止法」改正 ・「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針策定
平成20年(2008)		・仕事と生活の調和推進室設置 ・女性の参画加速プログラム決定

千葉県	佐倉市	年
		昭和50年(1975)
		昭和51年(1975)
・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置		昭和52年(1977)
・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し、「婦人班」を設置		昭和53年(1978)
・各支庁に婦人問題担当窓口を設置		昭和54年(1979)
・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊		昭和55年(1980)
・千葉県婦人施策推進総合計画策定 ・千葉県青少年婦人会館開設		昭和56年(1981)
		昭和59年(1982)
・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・千葉県婦人問題懇話会設置		昭和60年(1985)
・千葉県婦人計画策定		昭和61年(1986)
		昭和62年(1987)
・国際婦人フォーラム開催		昭和63年(1988)
・「婦人問題に関する意識調査」実施		平成元年(1989)
		平成2年(1990)
・さわやかちば女性プラン策定	・「総務部企画課文化国際係」を「女性施策担当」と位置づける	平成3年(1991)
・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更		平成4年(1992)
・千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施		平成5年(1993)
	・あなたが考える女性問題と行政への提言懇談会開催 ・佐倉市基本計画中に「男女共同参画型社会の形成」の項を新設	平成6年(1994)
	・男女共同参画社会づくり施策懇談会開催	平成7年(1995)
・ちば新時代女性プラン策定 ・千葉県女性センター開設	・男女共同参画社会づくり施策懇談会から「佐倉市の男女共同参画社会づくり施策への提案、提言」が出される ・総務部広報課に「男女平等参画推進係」設置 ・「男女共同参画社会づくりに向けての意識調査」実施	平成8年(1996)
	・「市民部人権推進課」を新設し、「男女共同参画推進係」を移設 ・佐倉市男女共同参画社会づくりプラン策定検討会議設置(平成10年度まで)	平成9年(1997)
・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施		平成10年(1998)
	・佐倉市男女共同参画社会づくりプラン策定(平成11～15年度)	平成11年(1999)
・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組 ・千葉県男女共同参画計画策定	・佐倉市男女共同参画推進会議設置(平成14年度まで) ・佐倉市男女共同参画推進協議会設置(平成15年度まで)	平成12年(2000) 平成13年(2001)
・千葉県女性サポートセンター開設	・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 ・「佐倉市男女平等参画推進条例」制定	平成14年(2002)
	・「佐倉市男女平等参画推進条例」施行 ・「佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ」開設 ・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成17年度まで)	平成15年(2003)
・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	・佐倉市男女平等参画基本計画(第2期)策定(平成16～20年度)	平成16年(2004)
		平成17年(2005)
・千葉県DV防止・被害者支援基本計画策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 ・千葉県男女共同参画計画(第2次)策定	・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成19年度まで) ・「佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ」指定管理者制度導入	平成18年(2006)
・「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足(第1回全体会を開催)	・「男女平等参画社会に関する市民意識調査」実施	平成19年(2007)
	・「人権推進課」から「自治人権推進課」に改組 ・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成21年度まで)	平成20年(2008)

平成21年(2009)		
平成22年(2010)		・「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針改正 ・第3次男女共同参画基本計画策定
平成23年(2011)		
平成24年(2012)		
平成25年(2013)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正
平成26年(2014)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる。 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)開催(以降、毎年開催)
平成27年(2015)	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化を行う)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降、毎年策定)
平成28年(2016)	・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正
平成29年(2017)		・性犯罪に関する刑法改正
平成30年(2018)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布
令和元年(2019)	・W20日本開催(国際女性会議WAW! と同時開催)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正

・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定 ・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 ・千葉県女性サポートセンター改築	・佐倉市男女平等参画基本計画(第3期)策定(平成21～30年度)	平成21年(2009)
	・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成23年度まで)	平成22年(2010)
・第3次千葉県男女共同参画計画策定		平成23年(2011)
・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定 ・ちば県民共生センター本館に同東葛飾センターを統合するとともに千葉県男女共同参画センターに名称変更	・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成25年度まで) ・「男女平等参画社会に関する市民意識調査」実施	平成24年(2012)
	・佐倉市男女平等参画基本計画(第3期)中間見直し実施	平成25年(2013)
	・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成27年度まで)	平成26年(2014)
		平成27年(2015)
・第4次千葉県男女共同参画計画策定	・佐倉市男女平等参画審議会設置(平成29年度まで)	平成28年(2016)
	・「男女平等参画社会に関する市民意識調査」実施	平成29年(2017)
・千葉県男女共同参画センター移転	・佐倉市男女平等参画審議会設置(令和元年度まで) ・佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】検討部会設置(令和元年度まで)	平成30年(2018)
・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施		令和元年(2019)

◆言葉の解説◆

【あ行】

◆LGBT

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体の性と心の性が一致しない者）の頭文字をとった単語で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を表す言葉の1つとして使われています。

【か行】

◆家族経営協定

農業経営を発展させていくため、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、働きがいや将来の展望をもって農業に取り組むための話し合いを行い、農業経営や生活面について取り決めを行うこと。

◆固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識や考え方のこと。

◆コワーキングスペース

異なる職業や仕事を持った人たちが同じ場に集まり、オフィス環境を共有できる場のこと。多様な働き方の推進と新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進することが期待されています。

【さ行】

◆持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない、持続可能な社会」を実現するための目標のこと。国や自治体、民間企業等の多様な主体が、力を合わせて取り組むべき課題とされています。

◆シェルター

DV被害者が加害者から避難するための緊急一時的な保護施設のこと。保護施設としての機能のほか、被害者への支援を行い、自立に向け準備をする場としての機能も果たします。

◆ジェンダー（社会的性別）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれについての生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。この言葉自体は、「良い」「悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

◆女性のエンパワーメント

女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、及び文化的に力を持ち、その力をあらゆる分野で発揮し、行動していくこと。

◆性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

◆セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。性的な事実関係を尋ねること、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

◆積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくこと。

【た行】

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）／デートDV（恋人間暴力）

DVとは、配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）または配偶者であった者に対する暴力的行為のことを言います。暴力的行為は身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等、あらゆる暴力が含まれます。また、若い世代が交際相手から受ける暴力をデートDV（恋人間暴力）といい、近年問題視されています。

【な行】

◆認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業所得570万円以上かつ年間労働時間1,800時間以下を目指す等の要件を満たし、市町村による農業経営改善計画の認定を受けた農業者のこと。低利資金の融資や税制の特例など、重点的に支援措置を受けることができます。

◆ノーマライゼーション

「障害のある人も、ない人も、社会を構成する一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが普通である」という理念に基づいて、障害のある人が社会で普通の生活を送ることができるよう、さまざまな条件を整えるべきであるという考え方のこと。

【は行】

◆ファミリー・サポートセンター

地域において、育児の相互援助活動を行う会員組織のこと。育児の援助をしたい・受けた人が会員登録し、休日の預かりや送迎など、既存の保育施設では応じきれない保育需要に対応しています。

【ま行】

◆メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

【ら行】

◆ライフステージ

人間の一生を段階別に区分したもの。例えば、乳幼児期・少年期・青年期・壮年期・老年期といったように、各段階で区別します。

【わ行】

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のこと。具体的には、(1)就労による経済的自立が可能なこと、(2)健康で豊かな生活のための時間が確保できること、(3)多様な働き方・生き方が選択できることとされています。

佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】

令和 2 年 3 月

編集：千葉県 佐倉市 市民部 自治人権推進課

発行：千葉県佐倉市

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

TEL 043-484-1948（直通）

e-mail jichijinken@city.sakura.lg.jp